

総務市民文教委員会記録

総務市民文教委員会

委員長 田中 陽三

1 日 時 令和4年3月14日(月) 10時開会、17時25分閉会
令和4年3月15日(火) 10時開会、16時20分閉会

2 場 所 光市議会第1委員会室

3 出席委員 田中 陽三、小林 隆司、河村 龍男、仲小路 悦男、中村 謙、
中本 和行、西村 慎太郎、萬谷 竹彦、森戸 芳史

4 事務局職員 山本 正実、起本 一生

5 説明員

市川市長、吉本副市長

<教育委員会>

伊藤教育長、芳岡教育部長、升教育総務課長、原田学校教育課長、塩田学校教育課主幹、国
広文化・社会教育課長兼人権教育課長、村崎体育課長、前田図書館長、清水学校給食センター
所長

<政策企画部>

岡村政策企画部長、山岡政策企画部次長兼財政課長、佐々木企画調整課長兼広報シティプロ
モーション推進室長、岩崎行政経営室長、藤井情報推進課長、讃井会計管理者兼会計課長

<市民部>

縄田市民部長、中田市民課長、杉本税務課長、藤本収納対策課長、小田生活安全課長、福原
人権推進課長、高橋地域づくり推進課長、橋本大和支所長兼大和支所住民福祉課長、川部室積
出張所長、秋友浅江出張所長、小野三島出張所長、眞嶋周防出張所長

<総務部・消防担当部>

小田総務部長、赤星消防担当部長兼次長、加川総務課長兼秘書室長、久山総務課人材育成・
女性活躍推進担当課長、高木秘書室庶務担当課長、小熊防災危機管理課長、渡辺入札監理課長、
松村選挙管理委員会事務局長、守田監査委員事務局長、中原消防担当課長

<経済部>

太田経済部長、西村農林水産課長

<建設部>

酒向建設部長、山本道路河川課長

6 議事の経過概要 別紙のとおり

7 その他(傍聴) 報道1社、市議会モニター、市民1名

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第13号 光市教育集会所設置条例の一部を改正する条例

説 明：国広文化・社会教育課長兼人権教育課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

1点だけ。この後、廃止の後、地域から売却の動向という声を聞いておりますが、その辺のところはどういうふうになっておりますか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

虹川教育集会所の建物につきましては、昨年末に解体は終わっております。現在、今年度末をめどに外周、用地全体の外側周りになりますけれども、境界確認を行っている状況でございます。

委員御質問の地元への譲渡というところでございますけれども、これは来年度以降に分筆等必要な場合がございますら、そういったものをしていきながら、用地の売却を進めていきたいと思っております。

以上です。

○森戸委員

よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○河村委員

境界確認が済んだら普通財産になるんじゃないの。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

売却の手はずを整えるところまで所管のほうで行いまして、普通財産に持っていくというような形になります。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第2号 令和4年度光市一般会計予算〔教育委員会所管分〕

説 明：升教育総務課長 ～別紙（1番教育総務費及び6番教育諸費関係事業について）

て)

質 疑

○仲小路委員

おはようございます。では、確認ですけども、先ほどありましたスクールライフ支援事業なんですけど、スクールカウンセラー謝金が、前年度までは24万円が120万円になったということは、これ5倍になったという単純にその計算と、あわせまして、心療カウンセラーというのは全く同じ内容なんですか。

○原田学校教育課長

スクールカウンセラーに関するお問い合わせについては、これまでは年間12回ほどお一人の方をお願いしてきたところです。来年度からはその回数の確保のために、各校に県から派遣していただいているスクールカウンセラー5名をお願いする形で、計60回に増やして実施と考えております。

なお、内容的には、県のスクールカウンセラーの業務内容と、ほぼ同様の内容であり、名称が異なりますと分かりづらいところも出てくる可能性があることから、今年度名称を統一したというところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

それともう一点、先ほどありましたとおり、コミュニティ・スクールコンダクターが、名称が変わったということですが、これは名称の変更だけで内容は全く変わっていないということでしょうか。

○委員長

すみません、仲小路委員。ページ数を述べてから、お願いします。

○仲小路委員

199ページです。

○原田学校教育課長

名称についてお問合せいただいたかと思いますが、コミュニティ・スクールコンダクターという名称が、もともと県のほうで設けられていた名称でございまして、これが、内容はほぼ変わりなく、地域連携教育アドバイザーという名称に変更させていただいてるところでございます。

○仲小路委員

はい、分かりました。

以上です。

○中村委員

おはようございます。概要の16ページなんですけれども、中ほどの教育支援センターについてちょっとお聞きしたいと思います。

これ、お子さん本人はすごく大変だと思いますが、一緒に住まわれてる親の心のケアというのにも必要になってくると思いますが、その辺についても相談に乗っていただけるのか、お願いいたします。

○原田学校教育課長

このたび、新たに開設します教育支援センターにつきましては、不登校児童生徒への支援はもちろんでございますけれども、その保護者の方が相談できる体制を整えることということも重要な支援につながるものと認識しているところです。

今後は、スクールライフ支援員が直接相談を受けたり、あるいはスクールカウンセラーなどにも直接つなぎ、教育相談が受けられたりするような体制づくりをしていくことで、保護者の心のケアにも努めたいと考えているところでございます。

○中村委員

ありがとうございます。とても安心できると思いますのでよろしく申し上げます。

あともう一点なんですけど、ここに書いてあります学校、家庭以外で日常的に学べる場というふうにありますけれども、実際にそのセンターの中というか、どういった環境、例えば、部屋の間取りだとか教材等とかになっているのでしょうか。分かる範囲でお願いいたします。

○原田学校教育課長

現在、支援の場所として活用することを考えております光市立図書館2階会議室については、面積が約6m四方の大きさとなっております。

学習環境といたしましては、約5名の児童生徒が、それぞれ個人で学習することができる環境ということを想定しております。あわせて複数の児童生徒が、時々一緒になって学ぶこともできるような環境を整えていこうと考えています。

なお、使用している備品等については、学校に復帰した際に違和感がないようにするために、なるべく学校で使用しているものを活用しようということを考えております。

ただ、他者に顔を合わせないほうがよいケースも考えられるため、パーティション等も整えていこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。個人個人でいろいろ対応も違ってくるでしょうが、しっかりとした対応をされるということで理解しました。ありがとうございます。

以上です。

○河村委員

197ページの下段、教育委員会事務評価委員会報酬と、大した金額ではありませんが、業務内容とどういった方が従事されているのか。

○升教育総務課長

教育委員会事務評価委員会委員の業務内容、また、どういった方がされていらっしゃるかというお尋ねでございます。

こちらにつきましては、法律によりまして教育委員会の事務等を学識有権者の知見を活用して点検・評価をしていただくというルールがございます。それに基づきまして、市教委のほうでは3名の方をお願いをいたしております。元教員の方であったり、元教育委員の方、また地域で活躍されていらっしゃる、元PTAの活動をされていらっしゃる方、そういった方々に御就任いただいているところでございます。

以上です。

○河村委員

仕事の中身、仕事の中身、どういった点検とか何か。

○升教育総務課長

仕事の中身でございますが、教育委員会は毎年その権限に属する事務、これは教育長に委任された事務、その他教育長の権限に属する事務を含みますが、この管理及び執行の状況を点検・評価していただくということになっております。

以上でございます。

○河村委員

学校の教師のOBとか、こういろいろ言われたかと思いますが、身内のその判断というのでいいのかどうか。そういったものは、ちょっとよくチェックをしていただいたらと思います。

それから199ページ、中段の山口県ひとづくり財団奨学資金負担金ということで37万1,000円ほど上がっておりますが、今の実績をちょっと言っただけです。

○原田学校教育課長

公益財団法人山口県ひとづくり財団が貸し付けている奨学金のうち、光市在住の方の人数については、令和2年度の実績で、高校の部が7名、大学の部が11名となっております。

以上でございます。

○河村委員

ごめんなさい。ちょっと分からないので教えてください。この奨学金は、高校生が幾ら、大学生が幾らというふうに分かれているんですか。

○原田学校教育課長

貸付額の総額で申しますと、7名に対して390万円、それから11名に対して1,546万8,000円というふうになっております。これが実績ということになります。

○河村委員

ごめんなさい。それこそ7人に390万円というのは、どういう貸し方なんです、これ。

○原田学校教育課長

失礼いたしました。高校と大学とで額のほうは異なっているところでございます。

公立高等学校につきましては、月額で1万5,000円、それから大学につきましては、月額で3万5,000円というふうな金額になっているところでございます。

○河村委員

光市の奨学金について、最近あまり数がないような答えじゃったと思うんですが、これは何かあれですか、市としてもひとつづくり財団のほう借りたほうが良いというようなことなんですか。何か条件が違うんですか。

○原田学校教育課長

それぞれの奨学金を借りるときの条件というのは、特に大きな違いはございませんけれども、借りられる額に若干の差がございます。それぞれのニーズに合わせた借り方や返却の仕方というバリエーションがあるということで、市のほうも紹介をしているところでございます。

○河村委員

今、公立の高等学校で1万5,000円、大学で3万5,000円とこう言われたんですが、それ以外にも、例えばまとまった金額が借りれると、こういうお話です。

○原田学校教育課長

そうですね。ちょっと時間を頂きたいと……

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○原田学校教育課長

先ほど、高等学校とそれから大学とで金額を申し上げましたけれども、大変申し訳ございません。別の情報を用いておりましたので、今、訂正をさせていただきます。

高等学校のほうで、1万8,000円から4万1,000円ということで、少し幅があるという

こと、それから、大学のほうが4万3,000円から7万1,000円というのがひとつづくり財団のほうの貸付額ということでございます。

なお、まとまった金額でというお話がございましたけれども、今、手元に持ち合わせておりませんので、またお知らせしていくことができればと思います。

○芳岡教育部長

補足ですが、日本学生支援機構の大学生への奨学金の金額については、国公立で上限5万円強、私立学校の場合が、上限12万円だったと記憶しております。学生支援機構のほう、月額支給金額が多いということになっておりますので、まずはそちらを検討される方が多いと考えております。

以上です。

○河村委員

これは、返済について何か優遇があるんですか。免除があるとか。

○原田学校教育課長

これは、幾つかの条件によって免除になる場合があるということでございます。

○河村委員

学校には恐らくそういったチラシとか取扱いについては行ってるんだと思いますが、普段、私らもそんなことを今聞きませんし、啓発活動というのをしっかりやっていただけたらと思います。

それから、ちょっと下段の学校保健会、金額も少ないんですが、最近ちょっと私、入ったりすることもないんですけど、ちょっと業務内容等について。

○原田学校教育課長

光市学校保健会についてですけれども、光市学校保健会は、学校に通う全ての子どもたちが安全、安心に学校生活を送ることができ、心身ともに健康でたくましい児童生徒の育成を目指して、学校における保健衛生の研究調査及び普及啓発を図り、その施策に寄与することを目的に、学校医や学校歯科医、学校薬剤師、養護教諭等により組織されている会でございます。

活動内容としては、自主研修会の開催や各種研究大会、研修会の参加、よい歯のコンクールの審査等です。ただし、今年度については、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、十分な活動が行えていないというのが現状となっております。

以上でございます。

○河村委員

従前、私、関わったときには、今のこういった証明といいますか、そういった調査や何かもやっておったと思うんですが、これは金額的には随分低いんですが、何かあれで

すか。その集合体としての学校保健会の話なのか、それとも個別の学校にある学校保健会には、また別に予算があるんですか。

○原田学校教育課長

ここにありますのは、学校保健会としての活動のための予算と認識しているところでございます。

○河村委員

はい、分かりました。

よい歯のコンクールの話があったんで、以前にもちょっと話をしたことがあるんですが、うがい薬、何ちゅうんじゃったですかいね。（「ミラノール」と呼ぶ者あり）ミラノールについて、効果があまりないんじゃないかという話もあるんですが、実態を調べちゃったですか。

○原田学校教育課長

ミラノールについてのお問合せですけれども、その効果について調査をいたしました。ただ、具体的にこのミラノールの使用と、う歯等の発生率に直接関係する検証というのは、情報としては見つけることができなかつたところでございます。ただ、本市の小学生のう歯のない児童の割合につきましても、県内13市の中で4番目に少ないという結果になっております。これが直接ミラノールに関係するかどうかは別なんですけど、そのような情報はございます。

○河村委員

197ページの先ほど指導主事の給料のところ、県から3人だというような話があったんですが、これは、県から入りがあるんですか。

○原田学校教育課長

県からの入りはございません。

○河村委員

身分としては、どういう形になるんです。

○原田学校教育課長

派遣される指導主事という形での配置となっております。

○河村委員

県から派遣はされるけれども、その給与については地元負担だと、こういう解釈なんです。

それから、233ページの私学振興対策事業のところ、利子補給のほうは分かるんで

すが、私学振興対策費の補助金の中身についてお知らせください。

○升教育総務課長

私学振興対策費の中身ということでございます。

こちらにつきましては、本市におきましては、私立高等学校の自主、自立性を尊重しながら、教育環境の維持向上、学校経営の健全化が図られるよう支援をしているところでございます。

2点ほど主な項目がございまして、1点目としては、教職員の就職指導費、これは、就職指導を専門に行う就職指導員の人件費、また企業訪問や学校のPRに係る印刷製本費等でございます。2点目といたしましては、教員の資質向上に資する研修費で、こちらの2点を対象としております。

以上でございます。

○河村委員

以前お尋ねしたときには、テーブルとか椅子とかそういった備品等であったような気がするんですが、一応これはもう人件費の補填だというふうに理解してええんですか。

○升教育総務課長

人件費に当たってる部分は多くございますが、特に人件費に限定をしているわけではございません。教職員の就職指導や研修により、教職員の資質向上を図ることで、例えば地元に着した高等学校の教育が推進されること、地場産業が振興されること、そういったことの効果を目指して補助をしているものでございます。

以上です。

○河村委員

それから、もう一点の利子補給のほうですが、これは建屋の借り入れの利子補給です。ほかに何かあるんですか。

○升教育総務課長

こちらについては平成20年代の後半だったと思いますが、新校舎の建設に係るものの利子補給でございます。

以上です。

○森戸委員

さっきの関連なんですけど、199ページのひとつづくり財団の奨学金について、市の奨学金の制度と併せて、ホームページ等でお知らせされてるんですか。その辺のところ分かれば。そのほうが、より使われる側にとっては選択しやすいと思っております。

○原田学校教育課長

現時点では、併記はできてないと思いますので、またその辺り検討させていただきたいと思います。

○森戸委員

チラシの配布も含めて、使われる側にとってよりよくなるような形を取っていただけたらと思います。

それと、197ページで先進地視察のお話があったと思いますが、今どういう目的で、どの辺に行かれてるんですか。

○升教育総務課長

教育委員の先進地視察のお尋ねでございます。197ページの教育委員会運営事業の中の費用弁償のお尋ねであろうかと思えます。

こちらにつきましては、令和4年度当初予算額で計上しておりますのは、熊本市を予定しております。こちらにつきましては、ICT関係の先進地ということになりますので、視察の予定をいたしております。

以上でございます。

○森戸委員

具体的に、ICTのどんな関係を見に行かれるんですか。

○升教育総務課長

熊本市が、本市と同じような形のLTEモデルを採用しておられます。そういったところで、LTE独自の使い方などを研究したいという思いもございまして、選んだところでございます。

以上です。

○森戸委員

了解しました。

②議案第2号 令和4年度光市一般会計予算〔教育委員会所管分〕

説 明：升教育総務課長 ～別紙（2番小学校費及び中学校費関係事業について）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○仲小路委員

それでは、203ページの小学校管理事務費の樹木消毒剪定委託料200万円、あわせまして、同じく207ページの中学校のほうに171万5,000円とありますけども、これ実は、例

年に比べてかなり増えているんですが、何か作業上内容が変わったんでしょうか。

○升教育総務課長

樹木消毒剪定委託料のお尋ねをいただきました。こちらにつきましては、例年一定額の予算額を確保しておりますが、近年、学校敷地内に高木がございまして、落葉等の苦情などが増えてまいりましたので、このたびそういった高木を伐採するために増額をしております。楠とか桜などがございます。

以上でございます。

○仲小路委員

はい、分かりました。状況を確認しました。

それともう一点ですが、先ほどありました205ページの森林環境譲与税活用備品購入費200万円とあわせまして、209ページに中学校のが同じ内容で400万円とありまして、これで合計で600万円ですけども、歳入の1,333万円があるわけですけども、これを小中学校、要するに、教育委員会として600万円を割り振っていただいたという内容なんでしょうか。

○升教育総務課長

すみません。歳入の額が聞き取れなかったんですが。

○仲小路委員

歳入の13ページにその内容が、森林環境譲与税がありますけども、1,333万円が歳入でありますけども、これが、これのうちの200万円と400万円を小中学校に割り振ったという、そういう考えでよろしいでしょうか。

○升教育総務課長

先ほど私が歳入の説明で申し上げましたのは、基金からの繰入金を活用しているということで、予算書で申し上げますと32ページ、33ページになります。

こちらの中ほどでございますが、森林環境基金繰入金925万円というのがあるかと思えます。第18款繰入金、歳入の32ページ、33ページです。この森林環境基金繰入金925万円のうち600万円が当たっていると認識しております。

以上です。

○仲小路委員

はい、分かりました。

以上です。

○西村委員

すみません。1点だけ確認をさせていただきたいんですけども、予算書の203ペー

ジ、小学校管理事務費の通信運搬費と、205ページのICT支援業務委託料、これの小学校と中学校それぞれあると思うんですけども、説明では、タブレットに関する費用だったと思うんですけども、タブレットのセキュリティーに関しては、生徒が安心、安全に使用できるように、こういった仕組みで管理・運用がなされているのかというのを確認させてください。

○升教育総務課長

タブレット端末のセキュリティーに関するお尋ねをいただきました。

タブレット端末には、標準搭載をされておるセキュリティー機能がございます。これに合わせましてタブレット端末を一元管理するMDM、これはモバイルデバイスマネジメントというものですが、このMDM、また、インターネットへ不適切なアクセスを制限するためのフィルタリング機能、こういったものを組み合わせることによりまして、子どもたちが安全、安心して使用できる環境を整えているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。MDMを使って一元管理をしているということで、何かイレギュラーな使用の仕方があったら検知ができる仕組みが整っていると、こういうことで理解をいたしました。

ああいうタブレット端末に限らずなんですけれども、こういう情報機器の取扱いに関しては、特定の操作をするとバグが起こったりということも考えられるので、生徒が安心、安全に使い続けられるように、引き続き適切な管理のほう、よろしく願いいたします。

以上です。

○森戸委員

205ページのさっきの森林環境譲与税を活用した備品購入についてなんですけど、これは、経緯といいますか、要は、例えばその経済部のほうからこういうお金があるんで、何か使ってみませんかというような、そんな話だったんですか。それと、げた箱にされた経緯、その辺も分かれば。

○升教育総務課長

経緯のお尋ねをいただきました。こちらにつきましては、今委員言われましたように、農林水産課のほうが所管となっております。国がこの譲与税の用途というものを示しておりますのが、森林環境の整備、また林業に係る人材育成、このほかに、木材の利用促進というものがございます。この木材の利用を促進したいということでお話を頂きまして、小中学生が木材に触れ合うことを目的に推進したいという申出を受けまして進めたところでございます。

げた箱を選んだ経緯でございますが、そういった話を経済部から受けまして、学校の

ほうに木材備品で希望を問いまして、その結果、げた箱という選択をいたしたところでございます。

以上です。

○森戸委員

ありがとうございます。ぜひ、教育効果が出るような形と、要は、その税金を使ってこれ自体活用されてるんだということも含めて、分かるようにしていただけたらと思います。

それと、同じ205ページのストレスチェックについてなんですが、これは中学校のところにもありますが、金額は小っちゃいんですが、昨今、様々な要因から教員の心身ストレスが高まって、最悪の場合、メンタルダウンに陥るケースが全国的に発生をしております。

光市における教員のストレスチェックの結果といたしますか、今までやられてこられたと思いますが、その辺も含めてお示しいただけたらと思います。

○原田学校教育課長

本市の教職員に係るそのストレスチェックにつきましては、公立学校共済組合のほうに業務委託をしております、現教職員を対象に検査を実施しているところでございます。

こちらの公立学校共済組合による集団分析結果報告書によりますと、本市の教職員のストレス状況は、検査を受けた全組合員の平均と比較して、事務的な業務量や校務分掌などに代表されるその心理的な仕事の負担というものに関するストレス度が高い傾向が見られたというところがございます。

ただ、一方で上司からの支援、あるいは職場の対人関係上のストレスというところでは、ストレス度が低い、つまり良好であるという結果が出ているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

今の結果を受けて、どのようなフォローをされておられるのか、その辺も分かればお示しをいただけたらと思います。

また、相談窓口の活用状況についても併せてお願いいたします。

○原田学校教育課長

今、申し上げましたストレスチェックにつきましては、個別の結果は管理職のほうには届かないんですけども、教職員全体の傾向や分析結果については、管理職のほうに示されることから、それらを例えば教頭であるとか、学年主任等と共有をいたしまして、ラインケアや面談時の声かけ等を充実させるといった対応をしているところでございます。

相談窓口につきましては、本市の教育委員会の学校教育課も窓口として開いていると

ころではありますが、山口県教職員互助会のほうの「こころとからだの健康相談ホットライン」窓口というものがございまして、これらを、校長会を通じて教職員に周知を図っているところでございます。

なお、先ほどのストレスチェックを受けた者の中で、高ストレスと判定された教職員については、本人の申出によって、医師等の面接指導を実施することというふうになっているんですけれども、現時点でそういった面接指導の申出というのはゼロということになっているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。こういったものを活用して働きやすい環境づくりを進めていただけたらと思います。

それと、207ページの日本語学習支援員派遣委託料についてお尋ねをいたします。

現時点における日本語学習支援が必要な生徒の数、その辺をまずお示しいただけたらと思います。

○原田学校教育課長

令和4年2月末時点で、小学校においてインドネシア国籍の児童が4名在籍しております。

以上です。

○森戸委員

具体的な支援の内容が分かれば、お示しいただけたらと思います。それと併せて、そうですね。その辺からお願いします。

○原田学校教育課長

日本語学習支援につきましては、山口県国際交流協会の紹介による日本語指導の資格を持つ支援員が、学級に入って該当児童に寄り添い学習をサポートしたり、あるいは個別に教室で日本語指導を行ったりする学習支援を行っているところです。

具体的には、学級での学習の場面では、教師が出す指示を分かりやすい日本語に置き換えて補足説明をしたり、あるいは、集団の中で困っている様子を把握して、寄り添って個別に指導したりするという取組を行っているところでございます。

以上です。

○森戸委員

日々連絡事項とかそういったものもあろうかと思うんですが、そういうものは、例えば日本語でやられてるのか、英語でやられてるのか、その辺のところ分かれば。また、親とのやり取りですよ。その辺いかがですか。

○原田学校教育課長

保護者の方への連絡につきましては、現在在籍している児童の保護者のほとんどの方が就労の関係で日本語が話せるというところから、文書による場合の連絡事項については、電話等を通じて担任から補足説明をお伝えするなどの支援を行っているところでございます。

以上です。

○森戸委員

了解しました。

以上です。

○河村委員

203ページ、先ほど樹木の消毒等ということで一番最下段に、小学校、中学校ともにあるんですが、高木だというような話でもあったんですが、一つは、学校用務員が8人いらっしゃるということ、それから地域にもそういったお話をよく頂いて、樹木の剪定等に出るケースがあるんですが、基本的には、これはもう学校は学校でやるんだということであっていいんですか。

○升教育総務課長

地域の方々にお手伝いをいただいて、学校の環境美化に多大なる御協力を頂いております。こちらには本当に感謝を申し上げます。

基本的には、学校の敷地内でございますので、学校のほうでやるということでございます。ただ、今かなり大きくなって木については、地域の方々に御協力を頂く際でもかなり危険を伴ったりいたします。そういったものについて、今回、特別に予算を増額して対応したいということでお諮りしているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

特定の学校の中に大きな木があったと、こういう解釈であっていいんですね。はい、分かりました。

それから、先ほどありました205ページの中ほどの森林環境譲与税の活用のところ、県内木材を使ってということではげた箱という話があったんですが、中学校でいえば、現行スチール製のげた箱であったかなと、スチール製の。で、そんなに置き換えにやあいいんのんかいなあとというふうに思うんですが、地域によっては、著しく悪いケースがあるのかどうか分かりませんが、どこの学校のものをやり替えようとしています。

○升教育総務課長

お尋ねをいただきました、げた箱を今回整備する学校でございますが、小学校のほうは、岩田小学校、中学校は光井中学校でございます。

以上です。

○河村委員

光井中学校のげた箱っても、光井中学校スチール製で、そんなに悪くはないんですが、あのスチールをみんな処分して木材のげた箱を入れるんです。

○升教育総務課長

各学校の希望をお伺いして、今回、光井中学校からはそういった御希望を頂いておるということでございます。

以上でございます。

○河村委員

よく実施をする前には、現地を見ていただいて、対応をしていただきたらと思います。こういったものがあるからということではなくて、木材は木材であったほうがいいんで使ってもらったらと思いますが、あまりそうでないものに使うというのは、木材を使えば、当然、またすぐ次に寿命が来ますから、そういった適切な管理ができるようなものが望ましいと。

よく夏休みの期間中に、建設山口かなんかで維持管理をやっていただいていますよね。そういったところへ、こういった木材を提供することで、もっと、例えば、今のサンミtainなものとか、有効的なもっと使い方があるような気がしますので、そういったところもぜひ考えておいていただけたらと思います。

それから、中学校の209ページの下段、中学校体育連盟の補助金230万円上がっていますが、昨年については、全額、県体とか、それ以上の大会について補填をしていただいたと思いますが、考え方としては、これは、もうそういったものについては全額補助ということでもいいんですか。

○升教育総務課長

考え方についてのお尋ねを頂きました。

さきの委員会でも申し上げましたけれども、予算の上限というものはございますけれども、予算の範囲内で、補助対象については補助してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

もちろん、ないものを出せということではないんですが。あのときは出場者が少なかったから、全額補助じゃったと。今年は数が多いけ、お金出せませんちゅう話は通用せんのですね、政策としてしっかり。もし、ありがたいことに、みんなが全国大会に行くようになったらですよ、そういったときにもしっかり対応できる対策、対応を、ひとつよろしく願いをしておきます。——結構です。

○森戸委員

質問するのを忘れていたんですが、予算説明書の30ページで、就学援助事業についてなんですが、小学校、中学校、昨年より額が減っているんですが、この見込みといえますか、これは人口が減少したことに起因するものなのか、生徒数に占める割合は変わっていないのか、その辺のところに分かれば、お示しいただけますか。

○升教育総務課長

就学援助費についてのお尋ねを頂きました。今言われましたように、小学校費で申し上げますと、前年と比べまして170万円減、中学校費で申し上げますと200万円減となっております。こちらの要因ですが、先ほど言われました児童生徒数の減少もございます。

また、近年の決算の状況を勘案いたしまして、認定率も令和3年度と比べますと、若干、低く見積もっております。

以上でございます。

○森戸委員

コロナ等の影響で、どちらかというが増えていく傾向なのかなとも思ったんですが、その辺のところはそうではないんですかね。

○升教育総務課長

私どもも注視しておりましたけれども、今のところはそういった顕著な動きは見られていないところでございます。

以上です。

○森戸委員

それと、さっきの森林環境譲与税について、ここは、げた箱自体、どちらから仕入れられるんですかね。例えば、こういうものは県森連とか、そういうところなんだろうと思うんですが、そういう入れ方をするのか。例えば、地域の家具の会社で作製してもらうのか。そういうものは、どうなっていますかね。

○升教育総務課長

詳細については、今から詰めていくことになろうかと思いますが、県内の木材を使って、オーダーメイドのような、そういった形で作製をしていただくような形を検討しているというところでございます。

○森戸委員

どこで作製したのか分かりませんが、できれば、地域にお金が落ちるような形も御検討いただけたらと思います。そうすることで高くなる可能性もありますけども、バランスだとは思いますが、ぜひ御検討いただけたらと思います。

以上です。

説 明：国広文化・社会教育課長兼人権教育課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

予算概要の22ページの周防の森ロッジ主催事業の充実についてお尋ねをいたします。

ロッジの利用促進や青少年の体験活動等、中高生のリーダーの活躍の場を図るため、主催事業を充実するとありますが、具体的な取組をお示しいただけたらと思います。

104万1,000円ですかね、の予算も上がっていますけど、どういったことに使われるのか、合わせてお願いします。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

周防の森ロッジの新規事業ということで、現在、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、また、近年、社会教育団体であるガールスカウトの解散や市内子供会の縮小など、野外活動の場である周防の森ロッジの利用頻度が低下傾向にあります。

このような状況の中、人と人とのつながりを再確認していただく場として、また、市民の皆様にも周防の森ロッジをもっと知っていただく、もっと使っていただくというコンセプトに、（仮称）家族ふれあい日を開催予定としておるところでございます。

内容につきましては、毎月第3日曜日の家庭の日を開催日としております。イメージ的には、これまで年度末あたりに1回、年に1回、ロッジフェスティバルを開催していましたが、この事業よりは、若干、小規模になろうとは思いますが、年10回以上は開催していきたいというふうに考えておるところでございます。

毎月の開催内容は、社会教育団体や大学、民間企業と連携し、家族の触れ合いを創出する事業となるよう進めていきたいと思っております。

また、中学生、高校生リーダーの活躍の場というところもこの事業の中に含めたいと思ひまして、中学生、高校生リーダーがこの行事に参加者として参加する、もしくはこの行事のボランティア、お手伝いとして参加すると。双方向の活躍の場が創出できるような形で協議のほうを進めているところでございます。

以上です。

○森戸委員

この家族ふれあいの日というのは、市長の施政方針の中にもございましたけど、触れ合いの創出というのは、具体的にいうと、どんな感じでやられるんですかね。それさっき、予算の104万円についてはどういうものに使われるのかという点についてもお尋ねしたんですが、その辺のところ分かれば、お願いします。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

予算につきましては、これまでの既存の事業の講師謝金等も含まれておりますし、この新規事業で講師謝金、消耗品、こういったものをこの中に計上しているところでござ

います。

家族ふれあいの日ということでございますけれども、行事を周防の森ロッジの中で組んでいきますが、この中で家族で参加できるような行事をいろいろ仕組みとして組んでいきたいというところで、家族同士の触れ合い、絆、そういったものを強めていただければと考えております。

以上です。

○森戸委員

大学とか民間企業との協働といいますか、そういうお話でしたが、要は、何というんですかね、例えば、福利厚生みたいな形で使っていただくんだとか、そんな感じで捉えたんでいいんですかね。ごめんなさい。その辺から、ちょっとお願いします。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

企業や大学というところに参加をしていただくのではなくて、主催のほう側に回っていただくというイメージで考えております。

以上です。

○森戸委員

分かりました。というか、よく分からないんですが、まあまあ大体、おぼろげながら分かりました。

歳入のところで30万円利用料が上がっているんですけど、この額自体の積算は、通常と比較するとどうなんですかね。この一、二年は利用が少なかったと思うんですが、こういうことも見込んでの、大体、どのぐらいで来ていたのか、その辺が分かりますか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

利用料については、コロナ前の金額とほぼ同額を見ております。この理由といたしましては、令和4年度、コロナウイルスが落ち着くという想定でございます。

また、この新規事業についての利用料というのは、ロッジ主催の事業ということでございますので、個人でロッジを使用しに来られるということではないので、利用料のほうには反映されません。

以上です。

○森戸委員

分かりました。

この主催事業から少しちょっと離れますが、例えば、コロナで、要は、ロッジ自体を1家族が丸ごと借りたいんだみたいな、そんな話が結構あったというふうに聞くんですが、例えば、冠山総合公園なんかの食べたりとか、そういうことができるんですが、そういう、コロナでの家族の利用とかそういう部分については、どのように考えていらっしゃるんですか。もう積極的に進めていこうとか、さっきちらっと言いましたけど、福利

厚生ではありませんけれども、結果として、触れ合いの創出にはつながると思いますけれども、そういう使い方というんですか、それについてはいかがですかね。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

新規事業の中で、昼食等の準備等はしない予定にはしておりますが、食材等持ち込んでいただいて、屋外調理場等を家族で使って、周防の森ロッジで主催しているイベントに参加していただくというような形で、施設を存分に活用していただけるような時間も場所も取りたいというふうに思っております。

以上です。

○森戸委員

分かりました。

昨日たまたまちょっとウォーキングしていたら、森ロッジのほうでいらっしゃった方にいろいろお話聞きましたので、そういう丸ごと借りたいみたいな利用があるんですけど、さすがに今、そういうふうなのはできないので、何世帯かで申し込んで、周防の森ロッジのような、周防の森ロッジというか、冠山総合公園ですかね、そういうような使い方をできるんだみたいな話がありましたので、ちょっとお尋ねをしてみました。

利用もかなり少なく、ここ近年はなっていますので、そういった利用の仕方も積極的にPRしていただけたらと思います。

以上です。

○河村委員

215ページの中段、光市民憲章推進協議会の補助金なんですが、光太鼓を主にやっていたいていた青年会議所がなくなったということで、このその中身の状況というのは、どういうふうに変ったんですかね。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

光J Cのほうが周南J Cのほうと統合されたということでございますけれども、市民憲章の推進協議会の補助金につきましては、来年度も光太鼓の助成と、各学校への市民憲章の推進ということでの助成も含んだ補助金を考えているところでございます。

以上です。

○河村委員

周防の森ロッジの219ページのところで、今回、屋根の塗装であるとか、いろんな維持管理について話があるんですが、当初は、周防の森ロッジを造ったときには、地域の避難所として、もちろん指定もしておったわけですが、今は、その辺、周辺環境といいますか、レッドゾーンの中に入っているということで、避難所として指定がないわけですけども。今後とも、利用を続けていくということになれば、そういった避難所にも使えるというような在り方が望ましいと思うわけですが、その解除の方法といいますか、

何か検討したことがあるんですか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

周防の森ロッジにイエローゾーン、レッドゾーン、そういったものが土砂災害ということにかかっているところがあるところが現実でございます。

このイエローとかレッドのゾーンを解除することについては、ロッジでいきますと、道路に面している山の斜面、こちらのほうが崩れるというような形で、建物のほうにイエロー、レッドというような色がついておるんですけども、これを解消するには、その原因となる斜面について、コンクリートで固めるとか、傾斜をなだらかにするとか、そういった形を取らないと、イエロー、レッドのほうを取り除けないというのが今の現状であろうかと思っております。

以上です。

○河村委員

山の斜面をという、その話でしたが、あまりに大きな山でありますので、その山の斜面を加工することがもう難しいじゃないかなと。なおかつ、民間の家屋が何軒かあそこに張りついていますので、そういった問題を含めて、整備が望ましいんだとは思いますが、そうは言いながら道路を間に挟んでいますので、何か擁壁をつくるとか、そういった方策について考えられたことはないんですか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

周防の森ロッジの道路側に擁壁をいうところでありまして、まず、その擁壁の高さ等もちょっと計算上は出るのかもしれませんが、仮に、土砂がロッジの敷地のほうに来ないように、防御、ディフェンスのような形の擁壁をついたとしても、原因となる山側を改修しないと、なかなか難しいところが現状ではございますが、避難所というところの側面もございまして、どのような対策が打てるのかというところは、ちょっと考えていきたいなと思っております。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：国広文化・社会教育課長兼人権教育課長 ～別紙

質 疑

○西村委員

予算書が221ページ、概要の20ページで、石城神社保存修理事業について、1点、質問をさせていただきます。

この事業の予算を計上されておって、石城山の歴史、文化遺産を含めた情報発信を実

施するというような記載があるんですけども、石城山山頂に陣地を築いた第2奇兵隊の紹介はこれの中では行わないのでしょうか。

あと、特に関係のある周防大島出身の維新志士、檜崎剛十郎については、周防大島町において、歴史パンフレットやキャラクター似顔絵が制作されているようですが、それを引用して紹介などがされないのでしょうか。すいません、よろしくお願いします。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

石城神社の本殿保存修理事業においては、修理途中の神社を市民に見ていただく見学会等も予定しております。また、SNSや伊藤公資料館内の文化財情報コーナーを活用し、情報発信を行っており、塩田コミセンにおいても広報紙に掲載される予定となっております。

このたびの事業については、あくまで主役は石城神社であり、石城山山頂の神籠石や岸元総理の石碑等は、周辺の史跡として紹介する程度になるかと思っております。

事業実施に際して、改修事業の周知ならびに重要文化財の概要を紹介する2種類のパンフレットを作成することも、現在、考えております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。

続いて、もう1件、別のところからなんですけれども、予算書は同じ221ページ、概要の30ページのところの伊藤公の遺徳継承事業についてでございます。

この伊藤公遺徳継承事業で、井上馨との関係性を調査、展示する旨の説明があったかと思えます。伊藤博文公と井上馨といえ、病に伏した井上馨のもとへ韓国総督の伊藤博文がアイスクリームを持参し見舞ったという故事があるんですけども、こちらは、企画展では展示されるのでしょうか。また、その故事を基にした発展性として、市内のアイスクリームを取り扱う製造業者とタイアップしたメニューを提供してもらうなどの発展性というのは、考えられないのでしょうか。お伺いたします。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

このたび令和4年度の企画展といたしましては、井上馨と伊藤公の関係のみをクローズアップするのではなく、伊藤公を取り巻く井上をはじめとする、木戸や大久保ら明治維新の原動力となった盟友について、近代国家に関わる事柄をピックアップした企画展というような形を考えております。井上を見舞った伊藤公というプライベートなエピソード等は想定をしていないところでございます。

また、企画展とタイアップした商品の開発については、飲食店メニューのみならず様々な仕掛けが必要かと思われます。

また、観光という一面も色濃くなってくることから、検討の余地が必要であろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。
以上です。

○中村委員

新規事業について、ちょっと1点ほどお聞きしたいと思います。
概要の20ページの電子図書等充実事業について、ここには、絵本の購入数を大幅に増加とありますけれども、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○前田図書館長

電子図書等充実事業について、お答えします。
本事業は、第4次光市子どもの読書活動推進計画に基づき、電子書籍や絵本を通じて、図書館とつながる読書活動を目指そうとするものであります。
初めに、電子書籍についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、図書館が臨時休館になった場合においても、子供たちの読書活動や学習活動ができるようにするものであります。
読み上げや文字サイズの変更などの電子書籍ならではの機能があるコンテンツを充実させ、読書への関心を高めていきます。
部活動等により学校生活が多忙となり、公立図書館への来館が遠のく中学生、高校生と図書館がつながるように周知を図りたいと考えております。
次に、絵本の購入についてですが、これは、子育て支援事業及び幼稚園、保育所や各学校との連携を図り、学校間、校種間の交流等の機会をつくるために、様々なジャンルの絵本を購入するものであります。
本の表紙を出して展示ができるディスプレイラックも購入し、ラックごと、イベント等への貸出しを考えております。様々なジャンルの絵本を購入し、子供と関わる人や団体を通じて、いつでも、どこでも絵本が楽しめるようにしていきたいと考えております。
本がある場所をつくり、本を通してコミュニケーションの輪が広がることで、読書への興味、関心を高めてまいります。電子書籍のよさ、紙の本のよさの両方を通じて、読書活動を推進してまいります。
以上で終わります。

○中村委員

内容がよく分かりました。
コロナ禍の中、電子書籍というのは、すごく有効だと思います。私は、電子書籍、電子図書とかはあまり利用してはいないのですが、コロナ禍でございますので、どんどん利用して、周知を図っていきたくないと私自身も思いました。
以上です。ありがとうございます。

○森戸委員

221ページの文化センターの施設整備工事、1,660万円が計上されていますが、以前、委員会で雨漏りで出展される方が、展示するのが恥ずかしいと改善を要望したんですが、この工事で、大体、そういった雨漏りに関する部分はクリアできるんでしょうかね。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

はい。このたびの文化センターの修繕は、屋上の全面張替えを予定しております。修繕後は、これまでございました突発的な雨漏りは生じないのでないかと考えております。以上です。

○森戸委員

了解しました。

この施設自体が、40年程度建設からたっているんですが、今後、修繕が重なってくるようなことが想定をされるんですが、その辺の見込みについては、どのように見込まれているのか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

修繕の見込みということでございますけれども、予防保全的なところも含め、計画的に建物の躯体部分、それから外装部分、そういったところは補修のほうをしていきたいというふうに思っております。

○森戸委員

その考えと公共施設の総合管理計画ですかね、では、文化センター自体は、複合化で民間活力を活用したPFIなどで検討していくと、施設整備を検討していくというふうにありますから、その辺との兼ね合いはどうなんですか。今の回答と管理計画等を合わせると、ちょっと方向が違うのかなと思うんですけど。それはいかがですかね。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

PFI、PPPというような民間活力を導入するということについては、まだ途上ではございますけれども、指定管理等行い、民間活力の導入というところは、若干、始まっているところではございます。

建物の複合化、こういったものについては、計画的に、どの建物が複合化になるのかとか、どこを修繕するのかというところは、計画的に、今後、行っていく必要があるかと考えております。

以上です。

○森戸委員

修繕の計画とこの方向性のところの兼ね合いですよね。その辺はしっかり整合性を取って、進めていただけたらと思います。

それと、同じ221ページの上段の看板作製等委託料についてお尋ねをいたします。

先ほど岩屋古墳の話もあったんですが、等というふうに書かれていますので、そのほかにもあるのか。

これについては、以前、委員会で峨嵋山の国の天然記念物、群生林が傷つけられたということで、その価値をPRする看板設置について、県と連携して検討してほしいというような要望をいたしました。その件は、この中に入っているんでしょうか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

峨嵋山の看板については、来年度の予算に計上はないところでございます。こちらのほうは、岩屋古墳の看板を基礎からつくっていくというところでの予算の計上となっております。

峨嵋山の看板につきましては、県のほうが設置をするということで今、現在、お伺いしております。設置時期につきましては、今年度ということで、今月ということになるんですけども、今月中に、登山道の入り口に5か所に、サイズの的には、用紙のA3サイズぐらいのものが、設置をされます。

内容につきましては、これは県のものでございますけれども、室積公園の中の樹木の伐採損傷は、禁止されておりますと。文化財保護法で処罰されるというような旨も記載されると聞いております。

以上でございます。

○森戸委員

ちょっと待って。注意喚起といいますか、そういうふうな観点かなと思います。ぜひ天然記念物の群生林でありますので、その辺の価値を何かもっとPRできるように、ぜひ県と、お話していただけたらなと思います。

それと、予算書の225ページの図書館運営事業についてなんですが、特に予算が上がっているわけではないですが、サービス向上をという点でお尋ねをいたしますが、電子図書館の推進に併せて、例えば、PCとか、パソコンで見ればいいのですが、貸出用のタブレットとか、そういった部分の導入というのは、図書館等で考えておられるのかどうか、お願いいたします。

○前田図書館長

光市電子図書館サービスの利用を想定した貸出用タブレットについてお答えします。

令和2年度に導入した光市電子図書館サービスは、いつでもどこでもインターネットを利用し、スマートフォンやタブレット、パソコンで読書ができるようサービスを提供しております。

委員御質問の貸出用タブレットにつきましては、館外貸出しにおいては、通信費等の問題、また、館内においては、現在、館内Wi-Fiが未設置などの問題から、現在、すぐの導入については考えておりません。今後、貸出用タブレットの導入につきましては、どのような利用方法、導入方法があるかなど、電子図書館を導入した他市の状況等

を注視していきたいと考えております。

以上で終わります。

○森戸委員

基本的には、館内での利用を想定した形がベストだろうと思いますので、ぜひ、机の上で見るだけではない読書の仕方というのもあろうかと思います。例えば、外で見たりとか、そういうケースもあろうかと思いますので、ぜひ、このよさを生かすために御検討いただけたらと思います。

以上で終わります。

○仲小路委員

223ページの市民ホール管理運営事業の指定管理料ですが、今回、6,392万円ですけれども、これ変動しないときもまた変動があるんですが、この変動の要因というのは、どういうものがありますでしょうか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

市民ホールの指定管理料ということでございますが、指定管理期間は3年間ということで、3年ごとに業者を募集するということとなります。

令和4年度の予算は、この指定管理の1年目というところになり、令和3年度以前の金額のところについては、差異が出ているというところでございます。

これまでの決算額との相違というところについては、消費税が途中で8%から10%になったと増税になった背景や、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によってイベントの中止があったりとか、また、エアコンの全面改修ということで市民ホールの休館によって、維持管理の経費の返還等があったということが理由になります。

4年度との委託料と今年度までの委託料との違いは、先ほど申しましたエアコンを全面改修したところによる、重油でのエアコンから電気で作動するエアコンに変更しましたから、ボイラー技士の委託料や重油代の燃料代が不要になったということが、指定管理料の減額の大きな要因となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

それと、あと225ページの図書館運営事業なんですけれども、ここで、先ほど電子書籍使用料というのがありましたけれども、その下の図書購入費というのは、これは本のほうの図書購入費になるわけでしょうか。

○前田図書館長

電子書籍使用料と図書購入費の関係についてお答えします。

電子書籍使用料につきましては、昨年度までは電子図書を備品購入費として予算執行

したものと同一の科目となっております。

電子図書館導入時、予算科目を設定する際、買切り型の電子書籍を想定して、備品購入費として執行していましたが、利用期限がある電子書籍を利用することから、より適切な予算科目である使用料及び賃借料に令和4年度より科目を変更しております。

また、図書購入費につきましては、紙の本の購入となっております。

以上で終わります。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

○森戸委員

ちょっと、もう1回お尋ねしますけど、図書館でさっき、Wi-Fiとかできないというふうに言われたんで、それで間違いないんですか。

○前田図書館長

市民への貸出用のWi-Fiは、まだ設置しておりません。市民が利用できるのは、貸出用パソコンということで3台ほど設置しておりますが、現在は、コロナの影響もあり、1台のみ利用可としております。

○森戸委員

いや、もう貸出用Wi-Fiというよりは、今回、不登校の生徒の学びの場もできるわけですよね。そういう子供たちはタブレットを持ってきてやるという状況なんで、それは何といたしますか、貸し出しというよりは、そういう設定は必要ではないんですかね。その辺の図書館の下のほうと上のほうの、その辺のところはどうなんですか。使えるような状況じゃないと問題があるんじゃないんですかね。

○原田学校教育課長

現在、小中学生のほうに配付されている、ほとんどがLTEの端末ということになっております関係で、Wi-Fi環境がなくても使用可能となっております。

○森戸委員

分かりました。そうですね。確かに、そうでした。ぜひ、そうですね、分かりました。了解です。

○河村委員

219ページの文化財保護事業の審議会員というところで、文化財そのものが、どの程度の範囲のものを指すのでしょうか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

文化財審議会の委員のメンバーとしては、郷土史、考古学、それから仏教学、天然記念物、植物等、そういったいろんなジャンルの方、専門家で編成をしております。

文化財は、どこのジャンルかと申しますと、こういったジャンルのところから選考されることが多いということで、審議会メンバーも、こういった専門家の方を招聘して審議会のほうを行っているというところがございます。

以上です。

○河村委員

私は、今度、石城山、石城神社の関係で、こういったものがというふうに認識したんですが、そうでなくて、広く、市内全部の文化財を保護しようと、こういう形で考えていいですね。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

この審議会については、以前からある組織でございまして、石城神社の改修に伴って、こういった文化財を保護していこうということでできた組織ではございませんので、委員お申出のような形で光市の文化財自体を指定していくとかいろいろございますけれども、こういった形のものを審議していく委員会だと考えております。

以上です。

○河村委員

221ページの上段、国指定文化財管理事業補助金ということで154万7,000円。なかなかお宮の補修等について、最近、職人がいないということもあって、結構、高いんですが、これは、もともとの、何ちゅうんですか、全ての事業費が何ぼで、その中のこういった部分を補助するとか、そういうのがあるんですか。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

石城神社本殿につきましては、重要文化財、国の重要文化財ということで、補助金も国宝重要文化財等保存活用事業費補助金ということで、補助のほうを頂くという形になります。これは、本年度と来年度、2か年での改修事業ということでございます。

現状におきましては、この総改修費に対する85%が国の補助金で賄われます。県・市がそれぞれ5%、それから所有者、これが神社になるんですけれども、これが5%と、合わせて100%という形の出資割合で、この改修が行われるということになります。

以上です。

○河村委員

とすると、総事業費は幾ら。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

約5,000万円弱です。4,500万円ぐらいです。

工事管理費等も含め4,500万円程度を、今、総事業費として見ております。あくまでこれ、施主は所有者、いわゆる神社というところでございます。

○河村委員

ということは、国やら県のお金というのは直接お宮のほうへ入るということでええんですね。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

すみません、石城神社の改修について、2か年で改修ということで。当初の総事業費については5,300万円程度を2か年で見ております。そのうち5%が光市の負担分ということでございます。

その後、入札等が神社のほうで行われて、先ほど申し上げた事業費程度に減額になっておるというところでございます。

以上です。

○河村委員

その下の、ふるさと郷土館の修繕料170万円で石垣というふうに言われたんですが、どういった修繕じゃったんですかね。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

石垣、郷土館の敷地を囲んでいる外構になるんですけども。いろいろな積み方、ちょっと私もその積み方がなかなか難しいところがありますが、野面積みのような形の石垣の部分があって、そのところがちょっと強度的に弱くなっているところが見受けられるので、石の落下とか隙間が空いてきたところがありますので、その辺を補修していこうというところを考えております。

○河村委員

223ページの市民ホールなんですが。今まで水道のほうは屋上タンクからの流下式であったというふうに説明をされましたが、島田公民館というか2階部分の配管工事みたいなものは全部、修理が済んだんですか。

ちゅうのは、自家発にしたら、それだけ圧力がかかるから。そういうところの修理をしちよかんにやあいけんことはない。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

屋上の水槽からの流下ということでの圧と同じような形で水道管を直結させるわけなんですが、間に減圧バルブを入れて、流下と同じぐらいの圧になるように考えて、接続のほうをしようと思います。

よって建物内における配管については、このたびは触らないという形を考えております。

○河村委員

225ページの、先ほど出ていました図書館の電子書籍の使用料と、それからまた図書の購入費ということで。従前は、なかなか1,000万円の図書購入費を確保するのが結構大変な時期があったんですが、これは今後については電子書籍も同じような金額で購入を続けていかれるということなんですか。図書についてもこの1,300万円というか、両方合わせて2,300万円ぐらいかかるわけですが、それをずっと続けていこうという話なんですか。

○前田図書館長

図書購入費と電子書籍使用料についてお答えします。

図書購入費については、通常経費分については1,184万円となっており、令和3年度と比較し、16万円の減額となっております。

電子書籍使用料につきましては、支出の科目の変更はございますが、通常経費分につきましては、100万円となっており、令和3年度と比較し、34万円の増額となっております。

また、令和4年度につきましては、市民満足度向上事業及び新型コロナウイルス感染症対策事業として図書購入費に200万円、電子書籍使用料に800万円ほど単年度での増額となっております。

以上で終わります。

○河村委員

恐らくそうなのでしょうが、要は今後ともこういう形で市民サービスといいますか図書購入する電子書籍も、こういうふうにして続けていこうというお話なんですか。例えば3年なのか5年なのかという先のスパンで。

○前田図書館長

今現在の話をいたしますと、単年度で1,000万円の増額というところまでしか決定しておらず、今年度、電子書籍が34万円増額となっております。

以上です。

○河村委員

当然いろんな寄附もありますから。そうは言いながら、たくさんかけてたくさん購入してみんなに見てもらえればというのは分かるんですが、そうは言いながら、全体のバランスの中で、従前は1,000万円確保が何とかやろうということで、確か努力をしてきたと思うんですが。

この電子書籍が新しい分野ですから、増やしていこうとか。そうは言いながら、見込

みが幾らなのか。全部で幾らなのか。それを目標へ向かって何年で到達しようとするのか。そのあたりのところは計画を持っていないのですか。

○前田図書館長

電子書籍についてお答えします。

電子書籍は、導入当初3,000点ということで導入しており、継続的に購入を行い、蔵書点数の増加は一応計画しておりました。

ただ、電子書籍は、紙の本と違い買い切り型ではなく、利用期限があるものがありますので、単純に予算を増額すれば、それだけ冊数が継続的に増えていくというものではないので、トータルとして増額は考えておりますけど、現在のところ利用者の利用状況等を見ながら、今後の方向性を考えていきたいと考えております。

○河村委員

当然そういうことになるんですが、突出すると、期限が来たときには当然そこでなくなりますから、ずーっと平均的にできれば継続したいと。その継続できるその予算の確保策というか、それを幾らに設定するんかというところだと思うんです。

何かそのあたりのところは、できれば早めに計画を立てたりすることが大事だと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○中村委員

概要でいくと20ページになるんですけども、スポーツ推進基本計画策定事業というのがあります。令和5年度の策定に向けたアンケート調査実施ということで書いてありますが、この事業の内容をちょっと詳しくお聞かせいただけたらと思います。

○村崎体育課長

スポーツ推進基本計画の策定事業につきまして御説明いたします。

平成26年3月に策定しました光市スポーツ推進基本計画は、令和6年3月に10年間の計画期間が終了します。

この計画は、平成24年に国がスポーツ振興法からスポーツ基本法に法を変えたときに、この法による基本理念などを基に国が基本計画を立て、この計画を参酌して、地方公共団体はその地方の実情に即した地方スポーツ推進計画を定めるように努めることと示されたことから、県のスポーツ推進基本計画等との整合性を図りながら、本市においても平成25年度に策定したものです。

こういった中、国や県においては、次期計画として令和4年度に新たな10年間の基本計画を策定することから、本市においては現計画策定時と同様に次期計画の策定について、国や県の計画を参酌しながら、立案に向けての準備を進めるため、来年度から取組

を始めるに当たり、現計画においても基礎資料としましたスポーツに関するアンケート調査について、来年度に調査、集計、分析を実施することにより、今後の施策展開における計画の基礎資料として活用を図ってまいりたいと考えております。

計画については、現計画の目的を継承しながらも、これまで以上に市民それぞれのスポーツに対する関わり方を検証しながら、豊かな地域社会の実現を目指すため、本市スポーツの総合的な推進を図る方向性を示すものとなるよう検討してまいります。

今回のアンケートでは、一般市民1,000人や小中学生800人を対象にアンケート調査を行い、集計分析することで本計画令和5年度計画策定の基礎資料として活用しようとするものです。

以上です。

○中村委員

ありがとうございます。何事も準備が大切ということで、令和5年の策定に向けてアンケート調査ということでしっかりと下準備をしていただき、スポーツでも光市をしっかりと盛り上げていけるようによろしく願いいたします。

それと、22ページのひかり夢給食提供事業。さっき御説明があったのは、概要の35ページだったと思うんですけども。

ひかり夢給食提供事業というのがありまして、特別給食ということで、普通の給食とはちょっと違う点があるのかなと予想されますが、この献立などの詳細をもう少し詳しくお聞かせいただけたらと思います。

○清水学校給食センター所長

ひかり夢給食について御質問をいただきました。

ひかり夢給食では、現在、コロナ禍における窮屈な学校生活を送っている児童生徒に、学校生活の中でも楽しみにしている給食の時間において、地場産食材を使用し、日頃提供できないようなメニューを提供したいと考えております。

食材については、まだ決まったものというのは、今のところございません。

以上でございます。

○中村委員

食材については今からということで、楽しみにしております。

提供を受ける生徒というのは、全員が対象ということでよろしいのでしょうか。

○清水学校給食センター所長

光市立学校の給食として提供を考えております。学校行事との調整等を図って、一人でも多くの皆さんに食べていただける日を設定したいと考えております。

以上でございます。

○中村委員

提供するに当たって、スケジュール的なものというのは、もう決まっているのでしょうか。

○清水学校給食センター所長

今の計画でございますが、9月までに1回、また12月までにもう一回、2回程度計画をしております。

○中村委員

なるほどです。分かりました。なるべく子供たちの気持ちというかテンションが上がるような給食になったらいいなと思っています。よろしく願いいたします。

以上です。

○西村委員

すみません、1点確認をさせていただきます。概要でいうと52ページ。学校給食費公会計化のところで1点質問なんですけれども。

先ほど、小学校費、中学校費のところ、就学援助費の説明だったと思うんですけれども、給食の就学援助費に対して、現金給付から現物支給になるということで説明があったかと思うんですけれども。

これ、親御さんにとっても振り込む手間が省けて、メリットがあると思いますし、行政としても滞納を予防できるというふうを考えられますので、非常にメリットがあると考えています。

そこで1点確認なんですけれども、この毎年の給食費の発生というのはいつからで、就学援助費の額が確定するのがいつなのかを、ちょっと教えてください。

○清水学校給食センター所長

学校給食費のスケジュールということでお問合せがありました。

学校給食は4月から開始はしておりますけれども、学校給食費のお支払いにつきましては、毎年5月から3月までの11回でお支払いをいただくようになります。

5月から2月までは一定の定額、3月は精算の月ということで精算額をお支払いいただきます。

また、就学援助の決定につきましては、毎年7月の下旬頃になっております。

以上でございます。

○西村委員

今の回答だと、若干就学援助費が確定するまでの間、2か月程度、3か月かそれぐらいあると思うんですけれども、その確定するまでの期間については、給食費の支払いというのは、どういうふうになるのか教えていただけますか。

○清水学校給食センター所長

就学援助の申請をしていただいている方につきましては、当該年度の決定がされる月までは、個人の方、保護者の方からのお支払いをいただくことになります。

その後、決定後、重複等があれば還付という形でお返しする予定でございます。

○西村委員

はい、分かりました。なので、確定するまでの間は、やはり現金で振り込むような形になると思いますので、その間に滞納とかが発生しないように周知徹底をしていただければというふうに思います。

すみません、あともう一点、確認です。

さっき、回答で還付をとということだったんですけども、これは3月の精算のときというふうに捉えていいんですか。お願いします。

○清水学校給食センター所長

現計画においては、就学援助が決定した時点でそういった作業に入って、速やかにお返ししたいと考えております。

○西村委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

○仲小路委員

予算書の233ページの3行目の賄材料費ですけども、先ほども説明ありましたとおり、1億7,727万9,000円で、基本的に公会計化による増額というふうにお聞きしましたけれども。

もともと本年度予算等にも若干、公会計化になる前のものが入っていますけれども、その辺の全額ではない部分というのは、どういふのが入りますでしょうか。

○清水学校給食センター所長

これまで令和3年度までの賄材料費というのが保存食用の食材費というところで、計上させていただきました。

このたびは学校給食費からいただく材料費と、あと補助金、それと、今年につきましては夢給食の費用、この辺が入っております。

以上です。

○仲小路委員

はい、分かりました。それと、もう一点、確認ですが、予算書の概要のほうですけども、22ページに、学校給食費公会計化として、1億7,591万3,000円とありますけれども、この内容というのはいふは分かりますでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○清水学校給食センター所長

失礼いたしました。当初予算案の概要22ページの学校給食費公会計化、1億7,591万3,000円の内容といたしましては、これは夢給食を含む賄材料費、それと公会計化に伴う事務費。これは、公用車の燃料や印刷製本費、通信運搬費、また、口座引き落としの手数料等を含めたもの、これを合わせて1億7,591万3,000円となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

いいですかね、確認なんですけど、先ほどの賄材料費のほうが多いんですけども、どういう計算。もう一回よろしくお願いします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○清水学校給食センター所長

失礼いたしました。予算書233ページ上から3行目、1億7,727万9,000円。この内訳といたしましては、保護者から頂く食材費、1億7,305万7,000円。あとは補助金として頂くものを65万円、あとは試食会等で実費を頂く試食会の負担金等27万5,000円、それと保存食用として、検食用が31万7,000円、それと啓発用食材費10万円、給食食材費ひかり夢給食として288万円。これらを合わせまして、予算書233ページは1億7,727万9,000円が計上されております。

公会計化の事業といたしましては、保存食費用、それと夢給食費用を引いた1億7,408万2,000円、これに事務費それぞれ、予算書上に上がっておりますが燃料費、印刷費、通信運搬費、手数料等のこの中の部分的な公会計に伴うものを合わせまして概要のほうの20ページ、1億7,591万3,000円となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

はい、分かりました。要するに、概要のほうに細かいいろんな経費が含まれているということが確認できましたので、ありがとうございます。すみません、ちょっと時間を取らせまして。ありがとうございます。

○河村委員

231ページの中ほど、スポーツ振興会の委託事業ということで、98万1,000円。ちょっとこの説明からお願いできますか。

○村崎体育課長

スポーツ振興会委託事業について御説明いたします。

この本業務につきましては、市内の各地域において、スポーツやリクリエーションを

行う拠点となります市内の小中学校体育施設の開放事業に関わる業務全般について、スポーツ振興会に対して業務委託を行っているものです。

予算の内容としましては、そのほとんどが人件費、パートさんに対する人件費と、それから申請書等の印刷費になっております。

この事業によって、各学校やそれぞれ利用団体との連絡調整をはじめ使用料の徴収などについても行っていただいています。

以上です。

○河村委員

スポーツ振興会でいろんな行事をやったりするのに、指定管理料の中でそういったものは考えてやっていくんですか、それとも光市の教育委員会の体育課としてそういうものを提案して実施をされるんですか。

○村崎体育課長

この委託事業ですが、本来は教育委員会体育課のほうで事業を行うべきものという御指摘を一度受けたことがあります、いわゆる窓口の空き時間、それから市内の体育施設等全般を管理する上で、スポーツ振興会のほうへ委託したほうが市民の皆さんへのサービスになるということを前提に委託事業を始めております。

また、指定管理業務の中には、この業務自体は協定書には含んでおりませんので、別途委託事業としてお願いしております。

以上です。

○河村委員

今の人件費等については置いておいて、全く別な観点で、今、スポーツ振興会のほうでいろいろな行事をやっていますよね。その行事はスポーツ振興会自らが考えてやっているんですか。それとも、体育課のほうでそういったものを提案してやってもらっているのか。

○村崎体育課長

基本的には、今、振興会で行っておられる事業については、自主事業として振興会のほうで企画立案して行っていただいております。

以上です。

○河村委員

とすると、今の教育委員会の体育課の事業のうちうのはどんなものがあるんですか。

○村崎体育課長

体育課の事業としましては、まず順次並べさせていただきますと、まずビーチランから始まりまして、旧市民体育大会、それからコバルト・ウォーク、残念ながら最近でき

ていませんが新たなHIKARIリレーマラソンというふうに行っております。

それと、スポーツ推進員やコミセンと一緒にしまして、出前講座等も行っているところですよ。

また、突発で外の団体から依頼があった場合には、振興会と協議しながら連携して事業を行っているという場合もございます。

○河村委員

体育館で屋外競技について体育課のほうでやっているということなんですね。

その一番下の、体育施設の整備事業で、今回、バスケットのゴールをという話でした。もう30年ぐらいに実はなるわけですが、通常、電気製品の場合は10年で、換え部品というのは一切ありませんから。通常なら資産を償却しながら買い換えるという積立でも一緒にやっていくのが普通ではあるんですが、そのあたりの対策みたいなものはなかったんですか。

もう一つは、2基ですからもう一基残っちゃうんです。その1基についてももう同時に買っているわけですから、そろそろ寿命が来るわけです。そういった買換えについては、どういうふうにご検討されるのか。

それから、小一年、実はゴールがないんです。その体育館の中で。そうすると、体育館の使用料等については、どういうふうにお考えなのか。

大和の体育館があるんですが、大和の体育館は小さいですよ。通常のバスケットをやろうと思ったら、ゴールのメーターが足りませんから。そのあたりの体育館に対する考え方も含めて、ちょっとお話しいただけますか。

○村崎体育課長

バスケットゴールにつきましては、利用者の皆さん、それから関係の団体の皆さんには大変御迷惑をおかけしております。

従前よりメーカーのほうからはそのような話はいただいておりましたが、動く限りでは使ってしまうということになってしまいまして、大変御迷惑をおかけしました。

体育館自体については、先ほど申しましたように同一施設で2コートを取るのが通常の運営方法ですが、しばらく納入にも時間かかりますので、できましたら場所をそれぞれ分けて開催いただくなど、うちのほうも便宜が図れるようにはしたいと考えております。

また、2台のうちもう一台につきましても、いずれはということは考えておりますので、また改めて予算措置を今回のようなtotoを運用するなど、なるべく有効な策を立てて対応してまいりたいというふうにご検討しております。よろしくお願ひします。

○河村委員

今の体育館の使用料の話が漏れたのと、totoでやろうとすると、壊れるのを待ってtotoを使うのか、それとももう耐用年数が来ているので、totoの申請をすれば下りると、こういう話なんですか。

○村崎体育課長

耐用年数が過ぎれば、t o t o が下りるというものでもなく、必要であるものということの申請をさせていただいて、t o t o の助成をいただくということにしております。

使用料につきましては、恐れ入りますが、減免等にはなかなか難しいところがあると思いますので、その辺は協議の必要があるかとは思っております。

いずれにしましても、実は予算につきましては、要求は以前より上げておりましたが、やはり現実に使えるという部分もございましたので、利用団体の皆さんには謝らせていただいて、このたび壊れてしまった時点で、いろいろと協力をいただいているというところがございます。申し訳ございません。

○河村委員

総合体育館を造ったときに、当然あれだけの大金をかけたんで、維持費等についてもかかるのは当たり前なんですよ。たしか床の貼り替え等についても10年というふうな当初あったんで、そういった競技をやる、公に大きな1部リーグみたいな大会をやろうとかというと、当然そういったものを満たさないといけないですよ。

オープン当初、バレーとバスケットということで、要は見るスポーツをさせていただいて、やっぱり一定レベルでは見るスポーツも大事なんじゃないかなあというふうに思っておりますので、そのあたりのところはぜひ対応をしていただくようお願いをしておきます。

今のゴールだけじゃない、ほかにもいろいろな備品がありますので、そういったものについても。たしか一昨年じゃったか、その前じゃったですか、倉庫が壊れましたよね。たしか総合体育館の。壊れたんじゃないかと、机、椅子が落ちただけかな。じゃなかったですかね。

そういったものもあるんで、適切な管理をぜひ実施をしていただくようお願いをしておきます。

それから、233ページの給食のところで、先ほど賄材料費で上がっているのと、それからいろんな事務費等が入っているからという話じゃったんですが。

歳入のほうに上がっているのが、1億7,333万1,000円ということです。これは、徴収率はどのようにはじいておられるのか。従前の学校給食については、ほぼ100%の収入があったと思うんですが、そのあたりを含めてどういうふうにお考えですかね。

○清水学校給食センター所長

学校給食費につきましては、先ほど御説明の中にもありましたように、保護者からの給食費負担分、これがイコール給食費としての徴収率を考えるに当たっての調定になるかと思えます。

今現在は保護者から負担の給食費につきましては、1億7,305万7,000円を見込んでおりますので、それに対応する給食費を頂くと100%ということと考えております。

以上でございます。

○河村委員

収納率については、100%というお話じゃったんですが、できればそういうふうにお努めをいただくと、非常に助かります。

ただ、昔を思うと、収納率っちゅうのはそねえ高うなかったんです。

あと、学校のほうで随分一生懸命取り組んでいただいて、飛躍的な向上をしてきたわけですよ。だから、ここで体制を緩めたりすることなく、収納については当たっていただきたいというのが、まず一番です。

それから、中ほどに学校給食費データ入力業務委託料、それから学校給食費管理システム保守委託料とこういうのがあるんですが、これはどういうふうな類いのものでしょうか。全く別のパソコンで収入業務をやろうと。外へつなぐというんじゃないくて。ということでいいんですか。

○清水学校給食センター所長

このたび学校給食費を公会計において管理するところで、学校給食費を管理するシステムというのを導入しております。各個別の喫食数と、あとは主になる収納方法としての口座振替、この辺の金融機関とやりとりするデータを作成する。そういったシステムを導入いたしております関係で、保守委託料が99万円計上させていただいています。

その前に言われましたデータ入力業務の委託料というのは、毎年新しい新入生が入ってまいります。このあたり3月から4月にかけての一番バタバタする時期でございますが、申請書や口座振替データを入力するための業務委託料ということで、計上をさせていただいております。

以上でございます。

○河村委員

学校給食の値段は、たしか小学校幾ら、中学校幾らというふうに決まっておったように思うんですか。定額制なんですか、それとも最終的には精算制になっているんですか。

○清水学校給食センター所長

学校給食費は、小学生246円、中学生288円、これ1食当たりでございます。これを実際に食べた日数分ほど頂くようにしております。

ただ、これまでは月々食べた額を学校の方へお伝えして、その食数分ほど頂いておりましたが、今後、システムで口座引き落としということで、今、進めております。

月額で一定額、最終月にその食べたお子さんごとに数が違ってまいりますので精算をしていくという作業を進めてまいります。

給食費につきましては定額でございます。口座振替等お支払いしやすいように一定額頂きながら、最終月で精算という形にさせていただきます。

○河村委員

分かりました。1食の値段が定額で、中には休んだりするケースもあるから、そういったものは最終的に3月で精算すると。分かりました。

はい、ええです。

○委員長

最後に、教育委員会所管分全体を通して、質疑のある方は、ページ数を述べて、順次、ご発言をお願いします。

○原田学校教育課長

先ほど、学校教育課分で河村委員よりお問合せいただいた予算書の199ページの山口県ひとづくり財団奨学金負担金に関する財団から貸付けのある奨学金の額について、当初高校生が1万5,000円、大学生が3万5,000円と私のほうが回答し、その後手持ちの情報が別であったとして高等学校が1万8,000円から4万1,000円、それから大学生等が4万3,000円から7万1,000円と訂正をさせていただいたところなのですが、正しくは本市の奨学金制度で貸し付ける額が高等学校1万5,000円、大学生等が3万5,000円であり、財団が貸付けする額が1万8,000円から4万1,000円、高校生がです。それから、大学生が4万3,000円から7万1,000円と訂正をさせていただいたところなのですが、正しくは、本市の奨学金制度で貸し付ける額が高等学校1万5,000円、大学生等が3万5,000円であり、財団が貸し付けする額が高校生が1万8,000円から4万1,000円、それから大学生が4万3,000円から7万1,000円ということでございましたので、おわびし、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○河村委員

ちょっとお尋ねするんですが、周防の森ロッジと、それから市民ホールの、市民ホールのほうは解体が入っているからということなのですが、市債との差額があるんですが、周防の森ロッジ、1,390万円と1,080万円なのですが、この差額ちゅうのは、市債に加えられない金額なのか、そうじゃない、お金があるからということなのか、分かります。

○国広文化・社会教育課長兼人権教育課長

予算書の39ページの市債のところの下から4行目の周防の森ロッジの整備事業債のところだろうと思います。これが、屋根の塗装等を行う工事費と市債との額に差異があるということですが、この市債につきましては、防災、減災の事業債のほうを活用しようということで、建屋については、避難所ということで、この建屋については事業債のほうを活用できるということになっております。

屋外調理場とかトイレのほうについては、この対象外ということで、工事費と市債のほうに差異が出ておるといところでございまして、この差異につきましては一般財源等という形になろうかと思っております。

以上です。

○河村委員

防災、減災のお金を使ったということですね。いいです、終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告事項

①第2次光市教育大綱（案）

第2次光市教育振興基本計画（案）

説 明：升教育総務課長 ～別紙

質 疑：なし

②施設一体型小中一貫ひかり学園の新設に係る方針（案）

説 明：升教育総務課長 ～別紙

質 疑：なし

③第4次光市子どもの読書活動推進計画（案）

説 明：前田図書館長 ～別紙

質 疑：なし

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第2号 令和4年度光市一般会計予算（政策企画部所管分）

説 明：山岡政策企画部次長、～別紙

質 疑

○西村委員

では、何点か質問をさせていただきます。

まず、予算書の57ページ、概要は19ページになるんですけども、シティプロモーション推進交付金を充てている光市おせっかいプロジェクトについて、どのようなメンバーで実施をしているのか。市職員と市民、民間人の人数の割合など分かればお示してください。

○佐々木企画調整課長

こんにちは。おせっかいプロジェクトチームについて御質問をいただきました。

おせっかいプロジェクトチームは、光市を盛り上げたいと考える市内在住、または、市内に勤務されている方が集まる任意団体でございます。どのようなメンバーかとお尋ねでございますが、広告代理店業やデザイン、写真家、ブライダル、ドローン飛行など、様々な事業を行っている方が在籍しております。メンバーは常に募集されていますが、こうした専門知識も活用いただきながら、本市のプロモーションに御協力をいただいているところでございます。

それから、市職員と民間の方の人数ということでございますが、チームには現在12人の民間の方が在籍をしております、この中に市職員は含まれておりませんが、市職員といたしましては、交付金の所管課といたしまして、広報・シティプロモーション推進室の係員4名が、交付金の交付であったり、事業調整に関わっているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

あと、続いて、概要の31ページの第3次総合計画周知事業についてお尋ねをいたします。この周知事業のマンガ版を作成するというふうにあるんですけども、これのイラストはどなたが描くのか、決まっていれば教えていただければと思います。

○佐々木企画調整課長

マンガ概要版につきましては、前回5年前に策定いたしました第2次総合計画に係るマンガ概要版の作成を、マンガ家で徳山大学の知財開発コースのなかはらかぜ教授に依頼いたしまして、ゼミに所属する学生4人に漫画デザインをしていただいて、大変すば

らしい内容のマンガ概要版を作成することができました。そこで、このたびのマンガ概要版につきましても、なかはら先生にお願いできたらというふうに考えておりますが、大学を通じまして今後依頼をしていきたいなというふうに考えております。こういった若い学生の感性を取り入れることで、中学生や小学生にも分かりやすい、興味を引く内容のデザインを作成していただくことを期待しているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ぜひ、より一人でも多くの方に周知ができるように、よろしく願いいたします。

続きまして、概要の 17 ページ、予算書は 63 ページの情報受発信ツール導入事業についてお尋ねをいたします。

一般質問の答弁で、LINE の採用を考えているというふうな答弁があったと記憶しておりますが、大体どのような感じになるかという想像はつくというか、市民側からの使用の仕方の想像というのは何となくできるんですけども、情報を受信した行政の側が、例えば、道路の凸凹だったりとか、有害鳥獣に対する通報だったりとか、そういった所管的な振分けに関しては、内部的な処理に関しては、どういうふうに処理をされるのかということがワーキンググループなどで話し合われていれば、その内容をお聞かせいただければと思います。

○藤井情報推進課長

こんにちは。情報受発信ツールの振分け等について御質問をいただきました。

現在、スマホ向けの情報発信としては、令和元年度にスマホ用にリニューアルいたしましたホームページや、ごみ分別アプリ、フェイスブックといったものがございますが、それぞれアクセス方法が定まっておらず、検索サイトを利用する方法やQRコードでアクセスする方法など、御高齢の方にとっては難しい操作が必要でした。

そこで、広い世代で多くの人に使われているLINEを利用し、友達登録だけで市の様々な情報やアプリ、コンテンツにアクセスいただくことができるよう、足がかりとなるポータルアプリとして整備したいと考えております。

また、市民の皆様と連携、協働に資するため、道路の不具合や有害鳥獣の出没などを通報することができる通報機能も、併せて構築したいと考えております。

情報を受信した際の振分けや内部処理についてですが、まず、市民から通報をいただいた情報は、その通報の種別に応じて、対応をする各課宛てに電子メールで届きます。その後の内部処理につきましては、ワーキングにおける検討では、従来の電話による通報に沿って印刷を行い、紙での対応や管理を想定しておりました。一方で業務の効率化も求められることから、仮称ですけども、デジタル化推進アドバイザーの支援を得ながら、事務の負担とならない処理方法を、ワーキンググループにおいてシステム構築中に検討をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。私も、何ていうのかな、別の市町村でちょっと聞き取りをしたときに、同じような情報受発信ツールを導入をして、市民側からすごく便利になったと。ただ、通報を受けた後の内部処理がすごく複雑で、管理がすごいざるになってる側面もあるというようなことをお聞きしていた部分もありますので、あわせて、今、御答弁のありましたデジタル人材の活用も含めて、内部処理も効率よく、そして、市職員の皆さんの負担がなるべく軽減されるような仕組みで運用をされるようお願いをいたします。

今の答弁の中で、もう一つあったんですけれども、別のアプリ、ごみの分別のアプリの話があったと思うんですけれども、この17ページの概要のところにも、「市民の要望に、希望に応じた情報発信や、ごみ分別の方法の自動回答」というようなところの記載があると思います。従来の今、既存のごみの分別アプリ、これ自体は、まずどうなるんでしょうか。そのまま併用をして存在するような形になるのか、LINEのツールが出ると同時に廃止になるのか、その辺りをお願いいたします。

○藤井情報推進課長

ごみ分別方法の自動回答機能と、既存のごみ分別アプリとのすみ分けについてお答えいたします。

LINEに搭載しようとしている自動回答機能と、ごみ分別アプリのごみ検索機能については、機能が似ておりますが、ごみ分別アプリは、起動時に出てくるカレンダー機能の利便性が高く、一画面にその地域のごみの日を表示することができるという点、また、収集カレンダーもボタン一つで出せるといった点が優れております。一方、LINEでは、個別のごみ分別方法に対して自動で回答をするとともに、ごみの出し忘れ防止のため、お住まいの地域のごみの日に通知するといった機能を実装する予定であり、それぞれ役割が異なることから、ごみ分別アプリとLINEで併存することを考えております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。両方とも併用していくということで理解をいたしました。

今の答弁の中で、また自動回答の機能というものがあったと思うんですけれども、これはLINEのアプリを使うということで、ある程度こういう問合せが来たら、こういうものを返すというような、テンプレートをたくさんつくっていくようなことになると思うんですけれども、これの、何ていうのかな、新しい回答の機能というのは、導入後は、必要に応じて職員の皆さんが随時追加していくというふうなイメージでよろしいでしょうか。お願いします。

○藤井情報推進課長

自動応答するごみの種類の今後の追加についての御質問をいただきました。

情報の編集方法等については、これからワーキンググループで検討を進めていく予定でございますが、システム構築後の内容の修正、追加修正は、職員で可能でございます。自動回答の内容を年に数回程度編集し、システムに反映するといった運用を想定しております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。導入した後も、幅広い市民の皆さんからの問合せに対応できるようにアップデートをしていくという認識をいたしました。引き続きよろしく願いいたします。

続いて、概要は 18 ページで、予算書 65 ページになるんですけども、デジタル化人材の活用事業について何点か、先ほども出たんですけど、質問をさせていただきます。

まず、このデジタル化人材活用事業にある仮称のデジタル化推進アドバイザーの任用について、どういった人をどうやって任用をするのか、これは幅広く公募をしていくのか、ちょっとその辺りを教えていただければと思います。

○藤井情報推進課長

デジタル化人材活用事業の取組について御質問をいただきました。

今、多くの自治体で、デジタル化の推進を担う人材を民間等から登用する動きが進んでおります。本市においても、各種デジタル化に係る取組を行っていく上で、専門的な知識を有する民間人材を登用し、取組を支援していただきたいと考えており、国の制度を利用し、専門人材の確保に動いているところです。

委員のほうから、募集方法や任期などについて御質問をいただきました。

内閣府が市と企業のマッチングを行い、人材の派遣を支援する地方創生人材支援制度を利用し、派遣元の企業の選定を行ってまいりました。まず、本市が求める人材像や期待する職務を国に伝え、企業とのマッチングの結果、協議可能な企業として 5 社の提示が国からありました。5 社のうち、他自治体に対する支援の実績や、本市が期待する業務への適合度の観点から 2 社に絞り込み、協議を開始いたしました。協議を通じて、支援の実施体制や本市が求める人材、期待への理解度など、8 項目について比較・評価した結果、1 社に特定し、現在、派遣要件など最終的な協議を行っているところでございます。

任期につきましては、地方創生人材支援制度の期限である 2 年を想定しております。その後につきましては、相手方企業との協議になるものと考えております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。募集の仕方とか、要件に関しては、あと期間に対しては、大体イメージがつかえました。ちなみに、この人材の登用というのは何名程度を考えていら

っしゃるんでしょうか。お願いいたします。

○藤井情報推進課長

人数についての御質問をいただきました。

デジタル化推進アドバイザーとして本市に来ていただいて、対応をいただく方としては、1名を想定しております。一方、現在協議中の企業における支援体制は、派遣される人材のほかに、バックアップ体制として、サブ担当者2名がリモートでの支援を行うことや、企業グループ全体で問題解決に取り組む体制を用意しており、派遣される人材個人の知識や見識にとらわれない多角的な支援が期待できると考えております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。じゃあ、実際にこちらに来られるのは1名ということで、ただ、リモートであったり、会社を挙げてバックアップをしてくださるというような認識をいたしました。というのも、やはりデジタルに明るい人材というのは、全国的にも不足がやっぱり目立つというところで、私も前職はそういったITのプログラミングであったりとか、ITの関係に勤めていたこともあって、なかなか現地で一人で作業をするというのは、横に、何ていうんですかね、同じレベルで話をできる人がいないと、なかなか課題の解決が進まないといったようなことというのは必ず起こってくると思うので、そういったバックアップ体制があると聞いて、少し安心をいたしました。ぜひこのデジタル人材の方には、ほかのワーキングのグループにも入っていただいて、さっきの情報発信ツールの話であったりとか、いろいろな意味で活躍していただくことを期待しております。

以上です。

○仲小路委員

それでは、予算書の53ページですけども、広報紙発行事業の中の印刷製本費が1,085万3,000円ありますけども、これが例年は五、六百万円ですが、かなり増えてる要因は何でしょうか。

○佐々木企画調整課長

広報紙の印刷製本費が増額されたのではないかと御質問だったと思います。

広報紙の印刷につきましては、現在、業者との契約を3年間の長期継続契約として締結しているところでございます。その契約が令和4年の5月に満了をいたしますことから、改めて入札を行う予定としております。このため、印刷製本費の積算に当たっては、ページ単価を例年どおり0.85円による2か月分の積算に加えまして、6月以降は単価を、資材費などの上昇によって、ある程度増額することを踏まえた想定単価として積算したため、増額としたところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ちょっとその辺の予想がまだつきづらいということで、多めに取ってあるということだと思います。

それから、55 ページなんですけども、会計事務費の手数料ですが、先ほどは説明がありました分の中の 398 万 8,000 円ございますけれども、これもちょっと例年の倍ぐらい増えてるんですが、何か特に大きな変化がありますでしょうか。

○讚井会計管理者

会計事務費の手数料についての御質問をいただきました。

手数料の増加要因といたしましては、従来在市税等の窓口収納に要する手数料に加え、現在、会計課窓口と隣接をして設置しております指定金融機関の窓口設置に係る新たな費用負担が生じたことが、主な理由となっております。本市の指定金融機関であります株式会社山口銀行においては、指定金融機関契約の規定に基づき、庁内に行員を派遣して、本市の公金の取扱業務の一部を行っていただいております。昭和 39 年に山口銀行を指定金融機関に指定して以来、これまで行員の派遣に関しましては、本市の負担はありませんでしたが、令和 4 年度新たに年額で 220 万円を負担するというので、今回計上をしたものでございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。先ほどの 220 万円というのが、新たな追加ということで確認をいたしました。

それから、同じく 55 ページの総合計画推進事業の中にあります印刷製本費というのは、総合計画の本編の印刷というのは入ってないですか。

○佐々木企画調整課長

総合計画の推進事業の印刷製本費につきましては、総合計画の本冊と、それから、概要版、マンガ概要版の印刷に係る経費でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

じゃあ、全部入ってるということで、確認ですが、この本編の製本の冊数とか配布先、あるいは、予備の冊数とかいうのは予定はしていますでしょうか。

○佐々木企画調整課長

まず、製本の冊数でございますが、本冊が 550 部、概要版が 2 万 6,000 部、それから、マンガ概要版は 3,000 部を予定しております。また、今ここの印刷製本費の中に、すいません、まちづくり市民アンケートの調査票と返信用封筒 2,000 人分の印刷分も含ま

っておりましたので、加えておきます。

それから、配布先につきましては、本冊につきましては、議員の皆様をはじめ、庁内各所管や計画策定に御協力いただいたまちづくり市民協議会委員への配布、それから、公共施設への設置や関係団体への配布、あと、ほかにも本市への視察で来られるような方に対しても配布など、そういったものを想定をしております。

概要版につきましては、総合計画を市民に周知するという目的の下で作成いたしまして、広報紙に織り込んで配布する予定としております。

それから、マンガ概要版につきましては、市内の中学生に対して配布するほか、各小学校にも図書館等に配置してもらうことを想定して配布したいというふうに考えております。

それから、予備というお話がありましたですかね。

○仲小路委員

いろんな形で予備として置かれてるというふうなものは、特に在庫として置くというではないですかね。

○佐々木企画調整課長

予備としてどこかに配置するという自体は、当然企画のほうで持っておくというようなこととなりますけど、この冊子については、原則計画期間の5年間をもって活用するというのでございますので、最後のほうになくならないように、不足しないようにということで、ある程度予備のものも見込んで印刷をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

それから、63 ページですけれども、情報推進課事務費ですけれども、今回の会計年度任用職員報酬が新たに148万8,000円発生してるんですが、何か体制の変更とかあったんでしょうか。

○藤井情報推進課長

会計年度任用職員について御質問いただきました。

令和4年度は、情報デジタル化推進事業として、スマートフォンの購入支援事業を実施することとしております。これは一般質問でもお答えしておりますが、65歳以上の市民がスマートフォンを購入する際に、1,000人を対象に1万円の補助を行うものでございます。

本事業実施に当たっては、制度の問合せや申請書の受付、申請書の整理やチェック、支払い事務など、様々な事務が発生する見込みであり、それらの事務支援をいただくため雇用をしたいと考えております。

また、国におきましては、マイナポイントの第2弾として、マイナンバーカードの保険証利用や公金受取口座の登録などに応じて、合計2万円のポイント付与を実施する予定としております。その支援を市が実施するに当たっては、一定の人員確保が必要となることから、そういった事務を担当していただくことも考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。今年度に発生したということで了解いたしました。

それから、63ページの同じく、先ほど説明がありました共同利用クラウドシステム支援業務委託料が、今回、今までは柳井市で行っていたものに、こちらが負担を出すというのが、光市が主体やるということがありましたがけれども、これは年ごとに替わるとか、そういうことはあるんでしょうか。

○藤井情報推進課長

共同利用型クラウドシステム支援の委託業務委託料について御質問をいただきました。

これは、4市1町が2年ごとに代表団体となり、コンサルタント会社と契約を行います。そのほかの残りの4市町で、その代表団体に対して負担金として支出するというものでございます。令和4年度、5年度については光市が代表団体となり、他市町から負担金を徴収しようとするものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。確認ですが、この負担金は歳入のどこに入ってますでしょうか。

○藤井情報推進課長

予算書の35ページになりますけれども、総務費、雑入のその他の中に含まれております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。了解しました。

それから、同じく63ページですけれども、行政情報化機器システム賃借料9,756万8,000円ですが、今年度が8,658万円で、1,000万円以上増えてるんですが、何か特に大きな変化があったんでしょうか。

○藤井情報推進課長

行政情報化機器システム賃借料の増加の要因についてお答えをいたします。

令和3年度は、比較的規模の大きい機器の更新がございました。業務用仮想サーバーの更新と庁内ネットワーク機器の更新の2つでございまして、令和3年度の予算は、費

用が 10 分の 1 程度となる再リースにより抑えられていたことや、令和 4 年度は支出が通年となることから、合わせて 586 万 1,000 円の増となっております。

また令和 4 年度は、インターネット接続系機器の更新を実施いたします。現行機は、平成 29 年度に国庫補助の適用要件に合わせ、リースではなく購入で機器を整備しております。このため、令和 3 年度と比較し、4 年度はリース料額 487 万円の増となります。これら 3 つが増加の主な要因でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。あわせまして、同じページの 63 の一番下の山口県情報セキュリティクラウド利用負担金がありますが、これも 3 年度に比べてほぼ倍に増えてるんですが、この要因は何でしょうか。

○藤井情報推進課長

山口県情報セキュリティクラウド利用負担金の増加の要因についてお答えいたします。

山口県情報セキュリティクラウド利用負担金は、山口県及び県内市町がインターネットのセキュリティ強化のために利用するシステムの運用費用について、各団体の職員数や端末の数などに応じて案分をし、費用を負担するものでございます。令和 4 年度は機器の老朽化により更新を行う年となっており、保守期限を迎えた現行機を令和 4 年度も継続して利用をするための費用や、次期機器調達にかかる費用が追加となったことから、313 万 9,000 円の増となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

続きまして、71 ページですけれども、自家用工業用水道事業の件ですけれども、中山川ダム維持管理費負担金ですが、これは算出方法がいろいろあると思うんですが、今年度に比べて来年度、4 年度がかなり増えてるんですが、この要因というのは分かりませんでしょうか。

○佐々木企画調整課長

中山川ダム維持管理負担金 517 万 5,000 円は、令和 3 年度予算 335 万 6,000 円から 181 万 9,000 円の増額としておりますけれど、増額の理由といたしましては、例年計上をしております職員給与費やダム管理費に加えまして、3 年周期に行っております堆砂測量委託、砂がたまった量を測量する委託、あるいは、四、五年周期で行っております点検、これは水質保全設備の点検と放流設備の点検でございますが、その委託と併せて、ポータブル水質計の修繕が必要だということで、その修繕料を見込んでおります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。そういう形でいろんな点検のタイミングがずれたと、なったということで、分かりました。

最後ですが、同じく中山川ダム設備更新負担金の 341 万 6,000 円の内容というのはい分かりますでしょうか。

○佐々木企画調整課長

設備更新負担金の内容でございますが、今年度予定をされておりました見送られました水質保全設備の修繕に加えて、水中に設置している多項目水質計の修繕を行う費用でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

以上で終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

ちょっと先ほどの先行議員の質問に関連なんですけど、55 ページで、手数料で、会計管理費の 200 万円増えたと。負担が増えたと。要は、銀行の人件費分を負担することになったんだというようなお話なんですけど、これ自体、まず、この手数料にその負担が増えた部分を上げるべきものなんですか。人件費分を負担するということなんですけど、まず、そのお金の使い、項目の設定の仕方。

○讚井会計管理者

支出の科目といいますか、そういったお尋ねかと思うんですが、今回この指定金融機関の窓口の設置費用に負担に当たっては、光市だけが負担をするというわけではなくて、実は、県内の 13 市のうち、山口銀行を指定金融機関にしてるのは 12 市でございます。美祢市以外は皆、山口銀行さんと指定金融機関契約を締結しているということになるんですが、いずれの市も費用負担を取ってないという現状がございました。このたび、この費用負担を市のほうが負担をするに当たっては、光市だけというわけではなくて、足並みをそろえた形で負担をしていこうという経緯がございまして、そのときに、その支出費目については、設置負担の利用手数料ということで上げていこうということで話をしていますし、事前協議をしまして、今回予算計上をした次第でございます。

以上です。

○森戸委員

分かりましたが、少しちょっと何か分かりづらいなというふうには思いました。

それと、そもそもその、まあ先ほどの説明では人件費部分の負担分なんだということなんですが、そこでの頻度っていうんですか。窓口での頻度はどのくらいあるんですか。そこを利用されるケース、年間。

○讚井会計管理者

指定金融機関の派出窓口の役割なんですけども、まず、公金の輸送です。山口銀行と市役所までの間を運んでもらうという業務、それから、今、委員さんおっしゃったように、窓口での収納業務、それから、今度は、市が債権者である市民や企業などへの支払いの業務がございます。はい。そういった業務がありまして、件数については、ちょっと数字が今出てきませんが、相当数の業務件数を処理をしているわけでありまして。

それと、主には人件費に充てると聞いておるんですが、指定金融機関窓口には、いろいろな機械類も置いてございます。例えば、紙幣硬貨入出金機、通称キャッシャーと呼ばれている機械なんですけど、これは、紙幣や硬貨の出し入れとか、伝票の計算をする機械です。そのほか、タブレット端末、非常通報装置などの機械があそこに設置をされておりまして、その経費についても銀行側が現在負担をしているということですので、全てが人件費というわけではございません。

○森戸委員

以上でいいんですかね。以上でいいんですよ。分かりました。窓口だけではなくて、いろんな決済とか、銀行としてのいろんなやり取りとか、収納だけではないいろんな業務があるんだというのがよく分かりました。と、あと、非常の通報装置とか、いろんな機器があるので、その分もその 200 万円の中に含まれてるといようなことでしたので、分かりました。ほかの 12 市も含めて同等の対応をするといようなことでもありますので、致し方がないところかなと思います。窓口だけであれば、どちらかという、銀行自体、窓口自体縮小してるような流れなので、あそこにある必要性っていうものを今まであんまり考えたことなかったんですが、今の御説明でよく分かりました。

それと、当初予算の概要の 18 ページに、デジタル人材の活用、まあ先ほど説明で大体のところは分かったんですが、この 500 万円自体の積算根拠といいますか、をお願いします。

○藤井情報推進課長

500 万円の根拠についてお答えを申し上げます。

現在の想定では、本市と契約をしております業者の S E 単価で最も高い業者が日額約 8 万円の契約を行っており、S E よりも業務の内容としては多面的な知識を要する人材を求めていることから、日額 10 万円と想定いたしました。また頻度につきましては、週に 1 回程度の派遣を想定し、10 万円掛ける 1 年間 50 週の 500 万円を計上をいたしました。

なお、現在、相手方企業と協議中であり、単価や頻度は想定と異なる場合もございま

すが、予算の範囲内で対応をしたいと考えております。
以上でございます。

○森戸委員

専門的な知識を有する民間人材なんですが、何か資格とか、そういうなのを含めてお持ちでいらっしゃるんですかね。よく分からないので、教えていただけたらと思います。

○藤井情報推進課長

デジタル人材について、特定の資格を有しているとか、その有していることを条件にしてるとかいうようなことはございません。
以上でございます。

○森戸委員

分かりました。このデジタル化推進アドバイザーを任用して、活用して、デジタル化の企画立案支援やデジタル技術を活用した業務改善支援によって、庁内全体のデジタル化を強力に推進してもらおうということだと思います。

このアドバイザーと市職員とのどういう働き方をするのか、共同の体制といいますか、その辺のところがかればお願いをいたします。

○藤井情報推進課長

民間人材が担う役割と市職員との協働体制についてお答えをいたします。

先ほども申しましたように、デジタル化の取組の中に、情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化がございます。これらを全庁的に進めていくに当たり、業務の内容や業務プロセスを抜本的に見直し再構築をするBPR、ビジネス・プロセス・リエンジニアリングの取組と併せて行うことが重要と考えております。例えば、オンライン化であれば、紙の申請書をそのままオンライン化することが目的ではなく、利用者目線で申請自体を不要とすることができないかとか、添付資料をスキャンして添付するのではなく、省略することはできないかなど、さらには、職員の削減が図れないかといった総合的な検討を進めていきたいと考えております。そのために、必要な全庁的なヒアリング等をデジタル人材とともに実施し、課題を洗い出すとともに、デジタル人材の業務改革への知識や、AI、RPA等の最新デジタル技術の知識、導入経験、提案力を活用しながら進めていきたいと考えております。

次に、市職員との協働体制でございますが、体制的な位置づけとしましては、私である情報推進課長の下に配置し、デジタル化推進アドバイザーとして、情報推進係員とともにデジタル化の推進に取り組んでまいります。また、現在設置しておりますワーキンググループへの参加もしていただき、庁内の実務担当者とともに、連携を密にしながら課題解決に取り組んでまいります。職員との信頼関係を維持しながら、円滑に進めていくことができるよう、協働体制を構築していきたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

お願いでありますけど、システムの安定稼働に向けて、市職員に対する導入の教育とか、また、システム導入後、半年ぐらいは専門家によるバックアップ体制が受けられるように、各種の調整をお願いをいたします。

それと、ちょっとこことも関わり合いがあって、予算的にあるわけではないんですが、情報推進として今度、三島のコミセンの整備を行いますけれども、地域のデジタル化っていうのは、コロナがあって進めていかなければならない大きな課題なんですけど、それに対しては、情報推進としてはどんなアドバイスをされてるのか、また、もしくは、今後こういったデジタル化の人材を活用して、どういうふうにアドバイスしていくのか、今その辺のところ分かれば、お示しをいただけたらと思います。

○藤井情報推進課長

地域のデジタル化の推進ということで御質問をいただきました。

行財政構造改革推進プランのほうに、市民の生涯学習やコミュニティ活動などの対応や、災害発生時の避難所での情報収集・環境の向上等の視点から、公共施設における通信環境の充実を図るといった取組事項を掲げております。これをより具体化していくためにも、市民部のほうの今年度の予算に上がっておりますけども、コミュニティセンターでのウェブ会議ができる機器の導入等、これの導入に当たっては、地域づくり推進課とともに協議は行ったことがございます。また、現在、公衆無線LANが整備されていないコミュニティセンター等もございますので、避難所といった観点も含めて、そういったところへの通信環境の整備について検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

市民部のほうを見ればいろいろ上がっていますので分かりますが、ぜひ地域のデジタル化に向けての推進をよろしくをお願いをいたします。

また、このデジタル化人材の活用も併せてお願いをして、さらに地域のデジタル化が進むように、よろしくをお願いをいたします。

以上で終わります。

○河村委員

それでは、53 ページ、広報のところ、先ほど、いろいろお話もありましたが、月2回の広報を月1回になって、配付するほうからすると結構助かったというような意見があります。もう一つは、それまで2回ありましたから、通常のお知らせ以外にもいろんな市からの書き物といいますか、情報が入っていたんですが、そういったものが今制約されたというふうに、一部ではお話を聞きますので、今までと情報量としてどれだけ下がった、それがページ数を増やすことで解決できるというようなもんじゃないんですか。

○佐々木企画調整課長

広報紙のお尋ねでございます。広報と一緒に配付する情報じゃなくて（「広報の中身」と呼ぶ者あり）中身が月2回発行から1回に代わってということですかね。

回数は減りましたけれど、実際に市がお知らせをすべき内容というのは、それほど大きく変わっていないところがございますけれど、以前から広報を発行するに当たっては、何回も同じことを掲載するということは、基本的にはしておりませんでしたので、情報量としては、回数は減りましたけれど、それほど大きくは変わっていないというふうに感じております。

ただ、余り多くのページ数になると、情報量たくさんになってしまうので、その辺はどうやって集約しながら端的にお示しできるかというのを常に考えているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

とするなら、今まで2回発行していたときのページ数と今のページ数に差がないちゅう話をしたわけ。そこが問題なんじゃろう。

○岡村政策企画部長

広報を2回を1回にしたということで、情報を出す側からしてみれば、これまで月に2回出していたということで、情報を出すタイミングが月に2回あったのが、1回になったら情報を出すタイミングが1回になるということで、適当なタイミングで情報を出しにくいというような問題は、確かにございました。

その点については、締切日を早めると、内部的には結構きつところもあるんですけども、そういうことで、できるだけ支障がないような形で対応をしてまいったところでございます。

そうした結果、情報を出す量としては、恐らくそんなには変わってはいないと考えております。

以上でございます。

○河村委員

恐らく大まかにはそうでないんだろうと思うんですが、1回、そういう意見を聞いたんで、私は、そのままずっと1回を続けて欲しいと思っておりますが、ただ、あまりにも中身のものが違うということであれば、それは何らかの形で補填せんにゃいけませんから、その辺りのところは御検討ください。

それから、55ページ中ほど、財産維持管理委託料560万円で、先ほど、つるみ、さつきというふうに言われたんですね。草刈りだということじゃったんですが、ちょっと余りにも金額が大きいんですが、もうちょっと詳しく中身を教えてもらっていいですか。

○山岡政策企画部次長

委員より旧つるみ、さつき幼稚園の草刈り委託についての御質問をいただきました。旧つるみ、さつき幼稚園につきましては、今後、教育委員会において建物解体等が行われ、9月初旬等を中心に財政課への所管替えを予定しております。その間、グラウンドの草刈りの必要がございますので、その費用として92万6,000円を計上したところでございます。

以上でございます。

○河村委員

560万円あるのよ。

○山岡政策企画部次長

失礼いたしました。560万円の内訳について申し上げます。

560万円のうち、今説明申し上げた、旧つるみ、さつき幼稚園の草刈り委託については92万6,000円でございます。そのほか、普通財産の定期草刈りが342万8,000円、残り、申し出があった場合、支障木が発生した場合の費用として105万円程度を予定しているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

その発注は業者発注をかけているんです。

○山岡政策企画部次長

基本的には業者に委託しております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。その下段、測量登記等の委託料ということで、さつき幼稚園というふうに言われたんですが、県道拡幅で確か測量が入ったんじゃないかと思うんですが、これうちの負担金ちゅう名目なんですか。それとも、うちが独自に測量したちゅうことなんです。

○山岡政策企画部次長

測量登記委託料についての御質問をいただきました。全体的には120万円の予算があり、そのうち50万円は毎年度計上しているところでございます。今、委員から御説明いただきました、旧さつき幼稚園の委託料70万円分でございますが、これは、隣接するグラウンドとの境界、また道路等の接道を確保するために必要な金額を計上したものでございます。

以上でございます。

○河村委員

一体的に、例えば、処分をするのか、どういう御利用を考えておられるのか分かりませんが、一体的にやろうというんじゃなくて、分筆をしたままで整理をしようということなんですね。

○山岡政策企画部次長

委員仰せのとおりでございます。

○河村委員

57 ページ、ふるさと納税のところ、応援寄附金と、下段のほうですね。光応援寄附金支援業務委託料 1,434 万円、ほかにも小さいところがあったと思うんですが、この歳入は 3,000 万円を予定しておったと思うんですが、こんなに負担金の割合が高いの。

○佐々木企画調整課長

ふるさと光応援寄附金の支援業務委託料でございますが、この内容につきましては、ふるさと光応援寄附金に係る業務の一部、具体的には寄附者情報の整備や問い合わせの対応、それからお礼品の発注、配送管理、それから御礼品代金や送料の支払い、お礼状、寄附証明書などの作成について、業者に委託をするものでございます。

その内訳といたしましては、事務等の経費として、積算では寄附見込み額の 8% を見込んでおります。それから、それに加えて、お礼品代の実費、それから送料の実費、こうしたものを含めて、合計で 1,434 万円というような形になっています。

以上でございます。

○河村委員

とすると、要はいただいたふるさと納税に対する一連の負担割合というのは、8% とは言うたものの 4 割ぐらいあるちゅう解釈なわけいね。例えば、もらうほうばかりじゃなくて、出ていくのがありますよね。例えば、光に住んでいる人がよそのふるさと納税をやったりすると、うちは当然この分減額になるわけじゃないですか。その減額になる、どのぐらいあるんですか。

○佐々木企画調整課長

ふるさと納税の関係で、総務省が公表している資料によりますと、光市民が他の自治体に寄附をした額、これ前年中に影響する平成 31 年 1 月から令和元年 12 月まででございますが、8,356 万円でございます。

以上でございます。

○河村委員

出ていくほうが多いわけですね。この今の 4 割ぐらいの負担金を出してやろうという

のと、出ていく人に対する引き止めというか、あるいは現実的にはそういうものにも一切目もくれずにそのまま市民が納税をしてくれると。その辺りのところのバランスを考えると、えんにゃいけんのじゃないかね。

出ていくのを一方的に見ちよくのもしゃくに障るけれども、それは入って欲しいとは思いますが、そんなことのやり取りの中で、いろんな応援品みたいなものをつくって支援をして、どうもそれ割に合わんような気がするんですが、そういう全体的なバランスの考え方ちゅうのは、何か持ちちよってですか。

○佐々木企画調整課長

先ほど申しました、光市民が他の自治体に寄附した額というのが先ほどの 8,300 万円でございますけれども、実際に光市に影響があるというのが、そのうちの、いわゆる本市の市民税の寄附控除を受けた額ということになると思いますので、その額につきましては、約 3,771 万円ということでございます。ですので、実収入から市民税の寄附控除を差し引くと、マイナス 2,000 万円程度というような形になります。

その辺りのバランスをとということでございますが、御存じのとおり、ふるさと納税については、国の制度でございますので、仮に本市がちよっとこれはもうやめようというようなことになれば、当然出ていくだけということになってしまうんで、やっぱり制度の運用自体はしていかなければいけないというふうに感じておりますし、ふるさと納税の本来の目的としては、寄附金額だけを追求していくというものではなくて、本市を応援してくれる人を一人でも増やして行って、そういった方々の気持ちのお答えできるまちづくりを進めていこうとするものであると思っておりますので、市としては、できるだけ本市を応援していただく人を増やしていくと、そういった PR をしていくということが肝要なんではないかなというふうに感じております。

以上でございます。

○市川市長

これには、市長会でもいろいろ賛否がありまして、もうこんな制度やめたほうがいいという人も大分いるんですよ。私もどうも釈然としない、このふるさと納税について釈然としないところがあるんですが、一方ではやっぱりそのふるさと納税によって、地元の業者が潤うというか、地元の業者のやる気が出てくるという側面もありますので、なかなか難しい。

先ほど、課長が言いましたように、これは、もう続けていくほかはないなという思いでいるんですが、その辺については、やはりふるさと納税、本当の本来の意味の、やはり市民の皆様にも啓発していかなければいけないんじゃないかなというのは、私の思いであります。

以上です。

○河村委員

私も同じようなことを思うておるんですが、要は、業者の人にも協力をしてもらって、

ふるさと納税の返礼品を、要は光市の売出品としてやっていくと。それは、経済部のほうでも同じようなことを考えているわけですよ。その場合に、じゃあ市として予想がつくわけですからね、返礼品の8%という、当面は3,000万円の8%ですから、そうすると、業者にも協力をしてもらいながら、そういった特産品の、大量に発注すりゃそのほうが安くなるわけですから、その辺りのところのやっぱりバランスなんだと思うんですよ。

宣伝をしてあげて業者のほうも普通なら定価で売るところを、いや3割は負けましょうというような話が出てくるのかどうかというのを含めたところの、やっぱり取組がいるんじゃないかと思いますよ。その辺のところだけお願いをしておきます。

それから、63ページ、スマートフォンのところで、真ん中辺ですね、1万円の補助をしようと、65歳以上の人で。これは、スマホからスマホでもええんですか。何か、スマートフォンの購入補助金じゃから切り替えをしてもいいのか、それとも昔ながらのあれでなければいけないのか、何か制約があるんですか。

○藤井情報推進課長

スマートフォン購入支援の対象となる機種についての御質問と思います。まず、現在、全く持っていない方、これは当然対象になります。従来の、いわゆるガラケーと言われているものからスマートフォンを購入される方、これも対象になります。スマートフォンにもマイナンバーカードの読み取りができる機種とできない機種がございます。マイナンバーカードが利用できない機種からマイナンバーカードの読み取りができる機種への買い替え、これも対象にしたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。それから、その下、65ページ、上段の地域イントラネットの保守委託料というところで、本庁と出張所というようなお話をいただいたんですが、保守委託というのは、そんなにお金がかかるもんですか。400万円も。

○藤井情報推進課長

地域イントラネット事業の保守委託料についての御質問をいただきました。地域イントラネットケーブルは、市の支所出張所やその出先機関を光ケーブルで接続しているネットワークでございます。このネットワークの敷設に当たっては、中国電力やNTT等の電柱をお借りして、光ファイバーを敷設しております。

例えば、中国電力が電柱を建て替える際には、本市の光ケーブルが乗っていれば、同時にケーブルを移設する必要がございます。このための委託費用が一定数かかりますので、今、計上しております予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○河村委員

これは、市役所がやろうというんじゃないで、例えば、電柱を取り替えたりするときに、中電なのかNTTなのか分かりませんが、その人たちが電線をつなぎ替えるときの費用が要ると、そういう解釈なんでしょう。

○藤井情報推進課長

光ケーブルの架け替えに当たっては、本市が事業者と委託契約を行って、ケーブルの架け換えを行ってもらっております。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告事項

①光市行財政構造改革推進プラン（案）

説 明：岩崎行政経営室長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、プランの34ページ、35ページですけれども、34ページの取組み項目で、P a r k - P F I の可能性の検討。それから35ページに指定管理者制度の推進とありますが、これは特に記載についての問題ではなくて、この2つの違いについて明確なものがあればちょっと示して、ちょっと示してもらえればと思います。

○岩崎行政経営室長

P F I と指定管理者制度の違いについての御質問だと思います。一般的な話でございますけれども、P F I とは民間の資金主導で行う公共施設の整備でございます。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。

一方、指定管理者制度は、既に設置されている施設の管理委託でございます。公共施設の管理運営に民間のノウハウを活用し、市民サービスの向上や経費の縮減を図る。こういったこと目的とするものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

では確認ですが、どちらも使用料等の収入はあるということは分かりますけれども、資産について、民間が持つことができるという、そういうふうな部分がありますでしょうか

か。

○岩崎行政経営室長

P F I に関してですけれども、民間から提供されたものを市が所有する場合や、最終的に市に受け渡す形など、様々な形がございまして、現在どちらを想定しているとかは未定の状況でございます。P F I 自体を導入可能かどうかということ自体を今から検討していくということでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

○河村委員

そうですね。例えば 18 ページ、16 ページ、プロジェクトを着実に実施した 20 年後の町の未来とか、そういう表現が再々出てくるんですが、基本計画を含めて今、5 年という枠の中でやっているわけですが、どうも行財政構造改革をしようというものが、そういう基本計画とある程度沿っていくような必要性というのがあるのではなかろうかと思うんですが。20 年後の姿を言われると、どうも対象がぼけているんです。そのあたりの懸念はありませんか。

○岩崎行政経営室長

行財政構造改革プランにおける 20 年後のまちの姿というところに関してでございます。本プランは第 3 次総合計画で掲げた、目指す町の姿である豊かな社会を実現するための基盤として作成しているものでございます。策定の考え方としましては、急速な人口減少や少子高齢化の進展、さらには自然災害や感染症への対応など、本市が経験したことのない社会経済情勢の変化に直面する中、これまでの行政改革の取組を実施するだけでは、20 年後の目指すまちの将来像である豊かな社会を実現することは困難であるという考えのもとに策定をいたしました。

以上でございます。

○河村委員

言われたことは分かるんです。読んだんじゃんから。そうじゃなくて、20 年後を出すことで、どこを構造改革をするんかというその意図が伝わりにくくなりませんかという話をただけです。

○岡村政策企画部長

総合計画との関連性については今、室長が言いましたとおり、総合計画におきましても 20 年後を展望した上で、これから 5 年間じゃあ何をするかということで整理をさせていただいています。行財政構造改革推進プランにつきましても同様に、20 年後のある

べき姿を設定した上で、そのためにこれからまず5年間どういうふうなことをするべきかというような思いで、ここにプロジェクトを着実に実施した場合は20年後の町の未来はこうですよという、そういうビジョンを上に掲げていると。それに向かって5年間、次の5年間というふうに進んでいきたいというような思いでの位置づけということで、御理解をいただければと思います。

以上です。

○河村委員

言わんとすることは分かるんです。ただ、5年先もう僕らおらんかも分からん。10年先にはあんたらだっておらんやせんのじゃから。要は、国のほうが基本計画そのものを5年にしようと言うたのは、やっぱりもうちょっと短期の間に目標セッティングをして、職員そのものにも気が締まるような、そういうものも必要なんです。だから、例えば表現を変えるというようなことも必要だと思いますので、今後何かあるときにまた、考えていただいたらと思います。

終わります。

②光市公共施設等総合管理計画（改訂案）

説 明：岩崎行政経営室長 ～別紙

質 疑：なし

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第10号 光市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

説 明：高橋地域づくり推進課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第2号 令和4年度光市一般会計予算（市民部所管分）

説 明：高橋地域づくり推進課長、小田生活安全課長、橋本大和支所長、杉本税務課長、
中田市民課長、福原人権推進課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○仲小路委員

それでは、質問ですが、67ページなんですけども、空家等対策事業とありますけども、この一番下の行に危険空き家除却促進事業補助とかありますけども、この「空き家」についての表現なんですけど、「空家等」とある場合はひらがなの「き」がなくて、「空き家」と書いてある場合はひらがなの「き」があるというそういう区別があるんですけど、これについてどういうふうな区別をされているか分かりますでしょうか。

○小田生活安全課長

表記についてでございますが、「空家等」は空家等対策の推進に関する特別措置法第2条において、住宅などの建築物、またこれに付属する門、塀などの工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが状態であるもの及び敷地内の立木などを含めるものと定義されております。

それに対して、送り仮名の「き」のある「空き家」は、一般的に人の住んでいない状態である建築物のみを示しますことから、危険空き家除却促進事業においては、送り仮名の「き」のある「空き家」を使用しております。

以上です。

○仲小路委員

ありがとうございます。

空家等と等がつくと、基本的に「き」が入らないと、そういうふうな表記だというふうに理解いたしました。

それから、75ページですけれども、一番上の行の標準宅地不動産鑑定評価委託料1,746万1,000円ありますけれども、これは3年ごとに金額が多くなっていますけれども、その内容が分かりましたらお願いいたします。

○杉本税務課長

本市におきましては、毎年、下落修正を適用するかを判断するため不動産鑑定を行っていますが、これに加え、令和4年度は次回の評価替え年度に向けて、3年に一度の土地の本鑑定を行うことから、その分が増額となっております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。同じように3年ごとに評価替えをするという状況が確認できました。

それから77ページですけれども、真ん中辺りよりちょっと下の模写伝送装置借上料とありますけれども、これは基本的にはファクスではないかと思うんですが、その内容が4年度は前年度等と比べて、ちょっと金額が非常に多くなっていますけれども、その内容についてお示してください。

○中田市民課長

戸籍住民基本台帳事業で取り扱う模写伝送装置でございますが、委員が、今、言われたとおり、いわゆるファクスでございます。

現在、戸籍住民係と支所、各出張所、あいぱ一くに計7台設置しております。

主な使用目的としましては、戸籍住民係において紙で管理している改製原附票、これの証明書を支所等で交付する場合に送受信するためのものがございます。

個人情報の取扱いがあるため、暗号等のセキュリティー機能を有したものでございます。

お尋ねの予算の増加でございますが、当該機器は既に再リースの状況でございますが、令和4年5月末で補修部品の保持期間が終了することから、そのタイミングで全ての機器を更新するためでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

リースの関係のタイミングによって増減があるということで理解いたしました。

以上です。

○西村委員

では、確認で何点か質問をさせていただきます。

予算書の59ページの地域づくり支援センター管理事業の先ほど説明があった通信運搬費と施設用備品購入費のところで、ちょっと私聞き漏らしたかもしれないんですけども、パソコンとモバイルLTE、あとZoomライセンスの購入をしますというような説明があったと思うんですけども、この設備投資をする目的の辺り、ちょっと説明があったか聞き漏らしたので、もう一度お願いいたします。

○高橋地域づくり推進課長

この整備の目的は、オンライン会議等に対応するために貸出し用としてノートPCやモバイルLTE等を整備するものでございます。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。

これは確認なんですけれども、市の職員さんが使うもの、それともほかの出張所で使えるように貸出しなどができるものなのかどうか、ちょっとその辺りを確認させてください。

○高橋地域づくり推進課長

これについては、貸出し用のものと考えております。主には地域づくり支援センター、それから各コミュニティセンターで使用する場合の貸出しというのを想定しております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

貸出しもできるということで、そういった設備投資、導入をするからには、市民の皆さんとか使う方に、使っていただけるように周知する必要があると思うんですけども、その辺り周知の方法などありますでしょうか。

○高橋地域づくり推進課長

周知の方法ですが、広報紙、それからホームページでのPR、これらは当然のことなんですけれども、他に地域づくり推進課のフェイスブック、それから月1回生涯学習センターで発行しております生涯学習の情報誌ゆいまーるというのがございますが、こちらを活用した情報発信、それから各コミュニティセンターへもこういうのが使えるよというような周知をしていくことを想定しております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

1人でも多くの方に使っていただけるように、周知のほどよろしくお願いいたします。

それから、67ページの先ほど仲小路委員から、ほかの委員からもありましたが、危険空き家除却促進事業補助金について、もう少し詳しくお伺いをしたいんですけども、例えば令和4年度から除却の補助対象となるその危険空き家というのは、具体的にどういった状態のことを差すのか、教えていただけますか。

○小田生活安全課長

補助金の対象となる危険空き家の状態としましては、主として居住用の建築物でその構造、または設備が著しく不良であるため居住用に供することが不適当なものであり、放置すれば周辺の住環境に悪影響を及ぼす恐れのある空き家が対象となります。

その判断につきましては、今後制定します危険空き家除却促進事業補助金交付要綱で建築物の不良度等の判定基準を定め、現地調査により構造の腐食や外壁、屋根等の破損の程度を点数で評価することを考えております。

以上です。

○西村委員

ありがとうございます。

周辺に悪影響を及ぼすような状態であるということと、詳細はこれからということだと思います。分かりました。

ちなみに、令和4年度からの除却補助の対象とする空き家の条件について、お伺いしてもよろしいですか。

○小田生活安全課長

対象となる空き家の条件としましては、現在、補助要綱を策定中でございますことからはっきりしたことは申し上げられませんが、案として個人が所有しているもので、年間を通して使用実績がない1戸建て、又は長屋建ての建築物であること、面積の2分の1以上が居住用とされていたこと、木造、または軽量鉄骨造であること及び先ほど御説明いたしました建築物の不良度等の判定により、危険な空き家と判断したものなどが考えられます。

以上です。

○西村委員

分かりました。

じゃあ、最後にもう1点なんですけれども、政策企画部の予算についている空き家改修等助成事業補助金と比較して、中山間地域の物件に関して、こちらの分は空き家改修等助成事業補助金では、そういった中山間地域の物件に対して利用がというふうな条件があると認識しておるんですけども、今回のこの危険空き家除却促進事業補助金は、こういった地域の制限などはございますでしょうか。お願いいたします。

○小田生活安全課長

補助金の対象となる地域は、空家等対策計画に定める地域となりますことから、市内全域が対象となります。

以上です。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

○河村委員

それから、順番に33ページの先ほど人権のところ、住宅新築資金等貸付金元利収入、それから同和福祉援護資金貸付金元利収入というのがあったんですが、これは決算のときにもこの最近見ない項目を、今現時点でどのような状況になっているのか、貸付金が幾らあって収納がどういう状況なのか、ちょっと説明をもらっていいですか。

○福原人権推進課長

33ページの貸付金ですが、最初の貸付を始めたときの総額を申し上げますと、27億9,000万円ほど貸付けておりました。

今現在で残っている額が5億2,000万円で、償還率としては81.3%の償還を行っております。

それで滞納者が、令和3年3月末で223名となっております、現在、その方について償還をしていただいております、令和4年度については、33ページの償還金収入見込額でございます。

以上です。

○河村委員

住宅新築資金と同和福祉援護資金の貸付けの両方を合わせて、27億9,000万円を貸し、残高が5億2,000万円だと。残っている人が223人だということですねですか。

○福原人権推進課長

はい。そういうことになります。

○河村委員

それで、この人たちの残っている分の今のこの償還金を書いてあるわけですが、収納はなんぼという理解をされているんです。

○福原人権推進課長

残っている方の収納未済総額が5億2,000万円ほどあるわけですが、そのうち住宅新築資金等貸付金償還金と同和福祉援護資金を合わせて、約600万円ほど3年度は収納予定としております。

同様に従前の収納状況で申し上げますと、令和元年度が約625万円、令和2年度は約

710万円ということで推移しておりますので、同様に令和4年度は600万円程度償還が行っていただけるものだと考えております。

○河村委員

分かりました。

59ページ、上段の地域づくり推進事業交付金1,330万5,000円ですが、これは何を根拠に出した数字なのでしょうか。

○高橋地域づくり推進課長

本交付金につきましては、地区の人口に基づく基本割、それから世帯数に基づく世帯割、館報の印刷代や地域活動費といった加算額、それから人権やクリーン光といった経費を合計した額ということになっております。

以上でございます。

○河村委員

コミュニティセンターの今の管理とか、そういうものは一切別なんですね。

○高橋地域づくり推進課長

人件費とか、清掃とか、そういうものは別でございます。

以上でございます。

○河村委員

とすると、下段のコミュニティセンター管理事業の中で修繕料が200万円というのがあるんですが、これが今の管理のコミュニティセンターの修繕料ちゅうことになるのでしょうか。

○高橋地域づくり推進課長

委員お見込みのとおりでございます。

○河村委員

なかなかコミセンの修繕が進まない、従前は何年かに1回こう輪番のような形で修繕が回ってきていたんですが、最近はずっとその修繕がないというのは、そのやってもらえないちゅうことですよ。ですが、その辺りについてはどのようにお考えです。

○高橋地域づくり推進課長

この200万円の修繕費につきましては、いわゆる通常使っている中で使用が難しくなってきたと。壊れたとか、故障とかそういったものの修繕費でございます、それ以外の例えば不具合等ありまして、それをまた更新するといったものについては、改めて要望を受けて予算化するという形を取っております。

今年度については、そういった予算というのは取っていないところでございます。
以上です。

○河村委員

室積、それから大和が新しくなって、光井のコミセンは結構は新しいほうじゃったんですいね。平成5年ですからね。それでも結構な年数がたっていますので、いろんな機械器具についてはもう寿命が来ているんですよ。そういったものを適時更新できるような体制づくりというのは必要だと思いますので、もうそういった状態が4年も5年も続きよるんで、ぜひそういったところについては、お考えおきをいただいたらと思います。

それから、その中にコミュニティプランのところがあったですかね。59ページ……。

このコミセンのところで、周辺地域においては、コミュニティプランをつくっておられるんですね。町場といいますか海沿いのほうの地域では、なかなかコミュニティプランが実現をしていないんです。何が問題だと思います。

○高橋地域づくり推進課長

一つには、ある程度の活動ができているというところで、差し当たって必要ないんじゃないかという考えが多いというところがございます。市としては、そういった今までやっている事業を1回取りまとめることによって、新たな活動につなげていくという意味でのコミュニティプランの策定というのを、町場にはお願いしているところがございます。

○河村委員

光の特性なんですけどね、本当の町場ちゅうのはないんですいね。ほとんどが山間部を抱えていますので、そういった意味合いではそのコミュニティプランをつくって、そういったところの対策というのは必要なことだと考えておりますので、ぜひそういったところにも目を向けていただけるようお願いをしておきます。

それから、61ページの下段、自治会集会所の補助金100万円なんですけど、これは頭出しなんですかね。毎年、頭出しで、後で補正が追加というような形になるんですけど、それにしちゃあ100万円ちゅう金額が大きすぎるんで、頭出しの金額としたらですよ。何か見込みがあるんですかね。

○高橋地域づくり推進課長

今年度について、特に見込みという形で具体的にはないんですが、補正予算を組んでからということになりますと、ある程度時間が経過するということがあります。

特に災害等、それから急な雨漏りとかそういった緊急な場合の修繕に対応するということで、100万円というのを見込んでいるところがございます。

以上です。

○河村委員

考え方としちゃあ理解できておりますが、もしもないときにじゃあ返納しようという数字にしたらね。ちょっと100万円は大きすぎるので、その辺のところは考えおきください。

それから、69ページ。先ほど大和の説明の中で最下段に修繕料40万円、何か自動車の修理をするようなことを言われたんですが、ちょっともう一度説明をお願いできますか。

○橋本大和支所長

この40万円につきましては、大和支所で管理しております公用車のオイル交換やタイヤパンク等の修理とか、突然のエンジンの不具合等による修繕に20万円ぐらい。また、支所にございますレジスターや他の備品等の同じく突発的な修繕に20万円を見込んでおります。

○河村委員

最近の自動車はもう壊れんよ。ほとんど修繕なんかあり得ないんで、しかもそのレジスター、じゃあ20万円というて、新しいのが買えるほどの金額になっちゃうからやね。ちょっとこう何ちゅうんかね、概算にしてもちょっと金額的に多いような気がするんじやけど。

○橋本大和支所長

公用車のお話なんですけど、支所で、今、管理している公用車は、平成12年式で既に20年ぐらい経っております、しょっちゅう故障が出ているわけではないんですが、年数も経っておりますことから、突発的な故障等や、定期的なオイル交換等での使用を想定しております。

それと、備品の関係ですが、レジスターが平成17年、これも年数が経っており、あとテレビ、紙幣計数機、これが平成26年とか古くなっておりますので、その辺の突発的な故障とか対応するための予算を計上させていただいております。

○河村委員

分かりました。

僕は、今、リースの車に乗りよるんですが月2万なんでね。じゃけえ、年間24万でそれなりの車が借りられるんですよ。だから、もしもそんな古くて本当に異常なら、何等かの方法があるはずなんで、予算を使わんにゃあええちゅう問題じゃなくて、もうしょうがない要るものは必ずきちっとしたものにやり替えることが大事だと思いますからね、そういう対応をぜひお考えをいただいたほうがええと思いますよ。

先ほどあった75ページですね。一番上段の3年に1回標準宅地の不動産鑑定評価委託料ということで、確か宅地の評価が、私が思っていたのは下がっているという認識じゃったんですが、その割には固定資産税は上がっちゃうんですよ。収入、今回も増えていきますからね。その辺の関係もちょっと教えてもらっていいですか。

○杉本税務課長

予算の総額で比較したときに固定資産税が増えている理由につきましては、令和4年度は、先ほどの説明の中で申しましたように、令和3年度に限る国の軽減措置等の適用を解除したため、その分が上がっているということで、令和2年度と比較していただければ、その総額については令和4年度は下がっています。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。

77ページ。ここでコンビニ交付というのが出てくるんですが、便利になったと思うんですね。利用者からするとコンビニで交付ができますから、便利になったんですが、収納的にはどういふ上げ方をしているんですか。あくまでも、例えば住民票を、今、幾らかちょっと覚えていませぬが、住民票が幾らということになると、その金額は入金になって出ていく手数料ちゅうのは、また別な形で出している状況なんですか。この全体的な、どういふお金の勘定の仕方になっているのか、ちょっと教えてください。

○中田市民課長

コンビニ交付で証明書を取得した場合の手数料の流れということでの御質問と思いません。

基本的には、住民票と印鑑登録証明書が対象の証明書になりますが、どちらも手数料としては通常200円でございます。

この200円については、予算書のページで言いますと……。19ページでございます。下から3段目の説明欄の上から2行目です。住民票謄・抄本交付手数料、そしてその下の印鑑登録証明書等手数料が歳入になります。

また77ページに戻っていただくようになりますが、先ほど委員が申し上げられたと思いますが、コンビニ交付事務委託料については、200円のうちの117円分をコンビニ事業者等にお支払いする金額になりますので、この委託料をお支払いしているということでございます。

以上でございます。

○河村委員

200円の収入で、手数料が117円払っているということなんですね。下の受付のところで、今、新しい番号が出て、あなた何番さん、今、できていますよというのが出るわけですが、従前、あちこち視察へ行くと、結構ああいうのを早くからみんな取り組んでおられて、なおかつきちっと座れるような体制、あるいは待ち時間等のテレビがあったりというような、くつろぎやすいというふうになっているんですが、片一方じゃあ117円手数料を払いよるのやけ。ここへ来ちゃった人はそういう手数料はないわけですよ。本来ならお茶の1杯も出してもええぐらいの、そういう比較をするとよ。それをやれというんじゃないけれども、だから、その分のお金はもう少し、例えば10分待つなら10分待

つその休憩所じゃないけれども、体制づくりちゅうのが要るのかなと思っているんです。

ふるさと納税と一緒にね、ええような気がするけど、実際にはこれあまりよくなくて、みんながコンビニでやったら収入が減るばかりなんです。だから、できればここへ来ていただいて交付すりゃあ、全部お金が入るという解釈が、何かちょっと大事なような気がしてきたんで、そういうぜひ取組をしていただいたらと思います。

それから、185ページ。ずっとここだけ飛地じゃったんで、聞こうと思うてもなかなか聞けんかったんですが、最後じゃからちょっと聞いちょかんにやいけんと思うて、中段の駅前の駐輪場じゃろうと思うんですが、これ何で市民部がここをやりよるのか、ちょっとよう分からんのですが、ちょっと説明をしてもらっていいですか。もう少し管理委託とか市道整理委託、土地の借上料までこの中に入っちょるんで、全体を含めてもうちょっと説明をお願いしますか。

○小田生活安全課長

駐輪場事業でございますが、まず光熱水費は駐輪場に設置しております街路照明の電灯料でございます。

修繕料につきましては、その街路照明の修繕料でございます。

駐輪場管理委託料については、放置自転車の撤去及び処分等に係る費用でございます。その下の駐輪場指導整理委託料につきましては、光駅、島田駅駐輪場の早朝の指導整理に係る委託料の経費でございます。

土地借上料につきましては、島田駅及び光駅の一部のJRの土地に対する借上料でございます。

以上です。

○河村委員

管理をするためじゃなくて、駐輪場として土地を借りて、そこへ住民の利便性を高めているという解釈でええんですか。

○小田生活安全課長

はい。そのとおりでございます。

○河村委員

島田なんか無人駅なのに、もうちょっと住民サービスしてもろうてもええぐらいなんじゃけど、なるほど。

これは、何でここに入っちょるわけ。

○小田生活安全課長

ちよつとうる覚えで申し訳ないんですが、平成25年ぐらいに都市政策課から生活安全課に移管されたと記憶しております。

理由は、放置自転車の処分については防犯対策の一環として、こちらの生活安全課で

対応することになったのではないかと考えております。

以上です。

○河村委員

駐車場は今までどおりで、駐輪場だけが市民部の管轄になったというのは、ちょっと責任の曖昧につながるんで、できたらしっかり管理するところが、駅を中心にやるんなら全体的な管理をしていただくほうがええと思うんですよ。

特に、岩田なんかちゅうのは、別に管理費みたいなお金が出ているわけですからね。その辺りのところはちょっと御留意をいただいたらとは思いますが。

以上です。

○森戸委員

今の185ページの駐輪場のところなんですけど、今の関連ですけど、駐輪場管理委託の撤去のところがありますよね。撤去費の委託の部分なんですけど、これはどういったところで撤去されるんですか。撤去処分といいますか。

○小田生活安全課長

一定期間、駐輪場に放置されている自転車については一定期間保管をした後に引き取りがないようであれば、処分するという形を取っております。

○森戸委員

いやだからその処分の部分は、どういうところで処分されるんですかという質問なんですよ。

○小田生活安全課長

処分については、エコパークの処理場に持って行っております。

以上です。

○森戸委員

これ自体を再生させてリサイクルしているような、そういったケースというのはあるんですか、ないんですか。要はまた自転車にしてというそういうような。

○小田生活安全課長

そういったケースはございません。

○森戸委員

そういった駐輪場のその撤去ぐらいになる部分に関しては、売買されたりとか、そういうケースの引き合いというのはないんですか。

というのが、自転車屋さんでもう要らなくなると、自転車屋さんがもらって修理をし

て、また再販しているというようなケース、市中の自転車屋さんでは結構あると思うんですが。そういう方向性までは、ここで考えるべきものではないかも分かりませんが、そういう部分も必要なのかなと思います。例えば観光的な部分でレンタサイクルにするとか、そういう部分の供給源になるようなそういったケースの御検討というのは、ここでやるべきかどうかは分かりませんが、ここかエコパークぐらいしかないのかなと思いますが、その辺はいかがですかね。

○小田生活安全課長

放置自転車の再利用についてでございますが、放置自転車自体はかなり古いものが数多くあります。そういった自転車をなかなか再利用するというのは、経費的にもかなりの負担が要するものと考えておりますし、一般的に放置自転車の再利用事例というのは、お聞きしたことはないです。ただ廃棄する自転車を再利用しているというケースは、過去に聞いたことはございますが、今のところ放置自転車の再利用というものは考えておりません。

以上です。

○森戸委員

分かりました。

自転車屋さんでは一旦は引き取って再販している、そんなケースは本当たくさんあると思いますので、何かもったいないなというような気がいたします。

それと、先ほども岩田の部分でのお話も出ていましたけど、岩田駅では駅員さんも市のほうが配置をしているような状況で、駐輪場自体も屋根も設置をされたわけなんですけど、毎年この件についてはお尋ねしていると思いますが、今年度そういうお話し合いというのはまたされるんですかね。駐輪場の屋根の設置について、今まで何度か求めてきたと思いますが。

○小田生活安全課長

屋根の設置については、建設部の所管となりますことからお答えはできません。

以上です。

○森戸委員

分かりました。

いつも聞くところを間違うんですが、大変失礼しました。

それと、65ページの光地区防犯団体連合会補助金で、防犯カメラの設置についてなんですけど、これはいつぐらいに設置を予定されているんですか。

○小田生活安全課長

今のところ具体的にいつかというのは申し上げられませんが、駅に取付けをする予定でおりますことから、JR等との交渉が済み次第、できるだけ早い時期に対応したいと

考えております。

以上です。

○森戸委員

管理自体は、管理というか補助金を出して管理をしてもらうというような恰好だと思いますが、その映像の利用等に関してはどう所有権も含めてどうなるんですか。例えば、その警察がその映像自体を見るとか、その辺のところはいかがですかね。前なんか聞いたようなこともあるような気がします。もう1回お願いします。

○小田生活安全課長

この防犯カメラ設置につきましては、警察署に事務局がございます防犯団体連合会が設置し連合会が所有者になります。

そういったことから取扱いについてはお答えできません。

以上です。

○森戸委員

了解しました。

これ以前、何年か前だったと思うんですけど、収納対策課長が生活安全課長のときだったと思いますけど、七、八年前ぐらいですかね。そのときに聞いたときは、光駅に1基か、何かもう既にあったんですかね。それから一気に増えてくるようなことなんですけど、もともと光駅に、当初、以前聞いたときにはどこにあったんですかね。ちょっと確認ですけど、警察署だったんですかね、派出所。

○小田生活安全課長

現在、光駅に2基ほど設置しておりますが、これは平成22年度に設置して、防犯団体連合会の所管となっております。

以上です。

○森戸委員

分かりました。ありがとうございます。

それと、三島の61ページのコミュニティセンターの土地の借上げに関してなんですが、三島と周防で平米数と、これお幾らになるのか、年間ですね、平米単価でいいんですけども、それぞれお答えいただいたらと思いますが。

○高橋地域づくり推進課長

駐車場の借上料ですが、三島が959m²で総額ですけど69万206円、周防が987m²で38万5,136円でございます。

以上です。

○森戸委員

ありがとうございます。

これについては、またコミセンのところで中間報告のところで聞きたいと思います。

それと最初の33ページで、さっき住宅新築資金等、同和福祉援護資金の貸付けについてありましたけど、件数と残高といいますか、その辺は分かりました。

ちなみに、これ2つが重複しているケース、223名の方でこういうケースというのはあるんですか。

○福原人権推進課長

33ページの住宅新築資金の残高を先に申し上げますと、住宅新築資金等貸付金償還金の残高は約3億円です。同和福祉援護福祉貸付金、こちらのほうが約2億2,100万円となっております。

この内訳でございますが、個別には、今、数字を持ち合わせておりませんが、滞納者は合わせて223名で、そのうち重複されている方が約20名程度いらっしゃるというふうに調査しております。

以上です。

○森戸委員

そういった重複しているケースがなかなか滞ったり、そういうケースになっているんでしょうかね。その辺の傾向とか分かりますかね。

○福原人権推進課長

貸付金に関しては、滞納者の記録を整理しながら、臨戸訪問や督促、相続人、こういった関係者に償還を促しているんですが、やはり亡くなっている方等もいらっしゃいますので、そういう方が償還ができていない状況にありまして、重複したケースにつきましては、市のほうから連絡等を細かくしておりまして、償還が滞っているのは、亡くなっている方の相続人等のケースが多いところでございます。

以上です。

○森戸委員

いいです。以上。

○小林委員

それでは、私のほうから、まず令和4年度の予算書の中の消費生活事業の中で、費用弁償のところ、67ページになります。この中で、いわゆる相談員の資質向上に向けてというところがあるんですけど、これどのような教育をされていくのか、これについてお示しをください。よろしく申し上げます。

○小田生活安全課長

相談員の資質向上に向けては、毎年、国民生活センターが実施する研修を受講することで、複雑高度化する消費生活相談等にも対応できるよう、知識の習得に取り組んでおります。

なお、令和4年度の消費生活相談員の研修は、高齢者等を対象とした出前講座で求められる効果的な手法の取得や、暗号資産に関連した利殖商法、詐欺的な投資トラブルの交渉方法等について受講する予定でございます。

以上です。

○小林委員

先ほどの説明の中で、国民生活センターの中のそういう知識の習得に向けてカリキュラムをどんどん受けていくということで理解をしました。

先ほどの答弁の中にも少しありましたが、複雑高度化する消費生活相談の具体的な事例について、併せてお示しをください。

○小田生活安全課長

本市における複雑高度化する消費生活相談事例でございますが、SNSで知り合った人に儲かると誘われ登録したが、知らぬ間にカード決済をされていたなどの副業詐欺や、電話でひかり回線が安くなるとの勧誘を受け、工事をしてもらったが、確認すると高くなっていた。解約しようとする、違約金がかかると言われたなどの相談がございます。

以上です。

○小林委員

分かりました。やはり今から、いわゆるデジタルが浸透していきますと、こういうような、いわゆる複雑化、高度化していくようなこういう相談もあると思いますので、引き続き市民が、より最適な消費生活が送られますように、職員の資質向上というところに継続して取り組んでいただくということと、併せて消費者に対するより充実した教育のほうの徹底をお願いいたします。

もう1点ございます。これ、光市当初予算案の概要の18ページになるんですが、マイナンバーカード普及対策事業について、少し御質問をします。いわゆるコミュニティセンターや企業等に出向く出張申請サポートを実施するというふうにあります。こちらの具体的な取組について、お示しをください。

○中田市民課長

委員から、マイナンバーカードの普及対策事業についての具体的な取組ということのお尋ねでございます。これまでの光市でのマイナンバーカードの普及対策につきましては、先ほども少し申し上げましたとおり、開庁時や休日等に本庁舎で行う申請サポートといった、いわば待ちの普及対策でございましたが、来年度はそうした従来の取組にプラスしまして、コミュニティセンター等へのお出張や、企業・団体等の申出に基づき、出張して対応する攻めの取組をしていきたいというふうに考えております。

少し具体的に申し上げますと、定期的に各コミュニティセンターに出張し、申請サポートを行うものと、あと企業や団体等からの申出に基づき、用意していただいた施設等に随時出張し、申請サポートを行う2つのパターンで対応しようと考えております。

定期的にコミュニティセンターで行う出張申請サポートでは、実施する日時、場所を広報等でしっかり周知を図り、事前予約を行っていただき対応することを想定しております。

また一方で、企業や団体等からの申出に基づき行う出張申請サポートでは、出張場所を確保していただくとともに、5人以上の利用で希望日の二十日前までに予約をいただくことを想定しております。

これらの普及対策強化により、マイナンバーカードのさらなる普及に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

今のところで、やはり、従来の取組に加えて攻めの姿勢の中で、定期的にコミュニティセンターのほうに出張していくというところでは、企業のいわゆるニーズに対して、しっかり対応していくということが理解をできました。

やはりマイナンバーカードを持つそのメリットを感じられないという声を、実はよく耳にしていまして、例えば、一目で見るマイナンバーカードのメリットとかデメリットというところをチラシのところで作成をして、広く市民に周知をしていくことでマイナンバーカードの取得につながるとも推察をしますので、こちらについても御検討をよろしくお願いします。

あと1点だけすいません、ここに関連をしまして、いわゆるマイナンバーカードの普及状況等、近隣市町との比較、これについても併せてお示しをください。

○中田市民課長

マイナンバーカードの普及状況でございますが、まず本市のマイナンバーカードの交付率でございます。本市では、今年度も先ほどの対策強化に努めておりまして、令和4年2月末現在の交付率は47%でございます。今年度、4月から2月までの状況でございますが、この間での上昇率は11.9%でございます。ちなみに、昨年度の同期間の上昇率が10.7%でございますので、今年度の状況で言えば、やや伸びているというような状況でございます。

また、交付率につきまして近隣市と比較しますと、周南市が48%、下松市が44.7%、あと柳井市が41.6%でございます。こうしたことから、本市は4市中で申し上げますと2位という状況でございます。

以上でございます。

○小林委員

近隣市町との比較というところでも光市が2位という状況のところは理解できました。

ここも引き続き取り組んでいただくことで、ぜひ1位のところを目指していただきたいというふう思います。

今実際に47%ということで、そこについても今年度のいわゆる11.9%の上昇率ということで、昨年に比べて若干上がってきたということも理解はできました。やはり先ほど申しましたけど、やっぱりマイナンバーカードを持つことの、いわゆるメリットとかデメリットというのを、やっぱりしっかりと周知していくことも、この普及対策の一環になるとと思いますので、こちらについても併せて御検討をよろしく申し上げます。

以上でございます。

討 論：なし

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

③議案第3号 令和4年度光市国民健康保険特別会計予算

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、歳出ですけども、13ページの国保一般管理事業の下の辺りの先ほど説明ありました市町村事務処理標準システム構築委託料1,972万3,000円がありますが、これは国の補助とかあると思うんですが、歳入ではどこにあるんでしょうか。

○中田市民課長

市町村事務処理標準システム構築委託料は、国保業務に係る基幹系システムを市町村の国保事務を標準的な基準によって業務処理ができるように、新たに国が開発したシステムに更新するものでございます。

導入に際しましては、特別交付金のうち特別調整交付金でその全額が財政措置されますが、令和5年度の歳入となりますことから、令和4年度は一般財源での対応となります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第5号 令和4年度光市後期高齢者医療特別会計予算

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告事項

①光市空家等対策計画（案）

説 明：小田生活安全課長 ～別紙

質 疑：なし

②光市交通安全計画（案）

説 明：小田生活安全課長 ～別紙

質 疑：なし

③三島コミュニティセンター整備計画（案）中間報告

説 明：高橋地域づくり推進課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

7ページで先ほど予算のときに民地の部分の借上料を払っているところなんですが、先ほどの説明に一部民地とありましたが、この7ページの図でいうと、どこが民地になりますかね。

○高橋地域づくり推進課長

7ページの図で言いますと、南側駐車場となっている部分がそうでございます。

○森戸委員

今ここには、建屋が建てられてはいないんですが、駐車場として借りているということだと思いますが、先ほどの説明でL型の建物を配置するというのであれば、そうい

った部分の今後の了解といたしますか、そういう了解を今後どうするのか、それとも買うというような交渉になるのか、その辺のところはいかがですか。

○高橋地域づくり推進課長

詳細については現時点で申し上げることはできないんですが、事業に関する説明等は適宜行っているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

交渉中のところだろうとは思いますが、よろしく願いいたします。

それと、28ページの浸水対策の2番のところなんですが、ハザードマップの浸水想定が50センチから3メートルとなっていて、2階和室が避難所であって、また屋外階段を設けて、災害時への高所への避難にも配慮するというふうに、ここに書かれているんですが、平成30年のときに、このエリアからバス等で避難をいたしました、住民がですね。その人数はどれぐらいだったのか、そういった数を基に、こういった階段を取り付けて、屋外に避難や2階の避難所、そういう数、収容の人数というんですかね、その数を基に何らかの想定がされているんでしょうか。

○高橋地域づくり推進課長

平成30年7月豪雨の際に、バスで避難をした方、これが30名程度であったと聞いております。想定する収容人数につきましては、基本的には避難場所は2階に配置する和室とか会議室を利用させていただくこととなりますが、災害の状況に応じては、1階の他の部屋等で対応するということも想定しております。

なお、床面積上においては、2階の諸室だけでも50名程度は収容できるという想定になりますので、前回のバス利用者数等については十分に対応できるというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

この屋外階段を設けて、直接避難に配慮しますという部分については、すごくすばらしいなというふうに思います。それと、その下の排水機能の停止に備え、排水槽の設置を検討しますと書いてあるんですが、これはどんなものなんですか。

○高橋地域づくり推進課長

これは、下水が逆に吹き上がる、戻ってくるということがないように、一時的に地下に貯めるといったものを想定しております。

○森戸委員

分かりました。ちょっと分からない点があるんですけど、総合防災情報システムとの

連携に配慮しますということなのですが、これはどんなもの、どういう連携になるんですかね。

○高橋地域づくり推進課長

具体的には、今後詰めていく形にはなるんですが、いわゆる総合防災システムから提供いただける情報というものがあれば、そういったものを表示するといったことを想定しているというところでございます。

○森戸委員

それがモニターのような形で、避難された方が見れたりとかそういったことでよろしいんですかね。

○高橋地域づくり推進課長

委員お見込みのとおりでございます。

○森戸委員

それと、あとが、この整備に当たって、地域防災拠点の機能として、どのような機能が必要なのか、防災危機管理課とどのような連携をされていますでしょうか。どんなアドバイスをもらっていますでしょうか。

○高橋地域づくり推進課長

この中間案のとりまとめに当たりましては、担当者のレベルではありますが、防災倉庫や避難者用スペースの確保、そういった防災の視点として、防災危機管理課から適宜、情報交換や助言等は頂いているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

連携を密に、今後でも取り組んでいただけたらと思います。

それと、最後ですけど電気自動車の普及が今後進んでくるであろうと思いますが、そういった充電設備などそういった部分への対応といいますか、その考えはございますか。

○高橋地域づくり推進課長

現時点では、そういったものは想定しておりません。

以上でございます。

○森戸委員

ぜひ、そういったものが、今後標準になってくるんだろうと思いますので、御検討いただけたらと思います。

以上で終わります。

..... 休 憩

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第 11 号 光市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

説 明：加川総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第 12 号 光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

説 明：中原消防担当課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第 16 号 光市消防団の設置及び団員の定員、任免、服務、報酬等に関する条例の一部を改正する条例

説 明：中原消防担当課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、機能別団員ですけれども、この明細につきまして、何か規程とかいうのは設けられる予定はありますでしょうか。

○中原消防担当課長

機能別隊員の件でございますけれども、条例のほうでうたうのみとしております。以上でございます。

○仲小路委員

例えば、年齢制限とか、そういうものはないんでしょうか。

○中原消防担当課長

機能別団員の年齢制限という御質問でありますけれども、当面は第7分団、牛島地区について、消防団OBを選任しようとするものでありますので、年齢制限というのは、今設けておりません。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。当面、牛島というのを対象とした条例改正ということで理解いたしました。分かりました。

以上です。

○河村委員

この改正をすることで、今現行の、要は任命対象の拡大といえ、昼間お勤めで全く組織できないというような団が、どの程度あるのか分かりませんが、その要は比率と、これをするので、どの程度昼間の団員を確保できるのか。意外に昼間の、要は対象拡大をしても町場のお勤めのケースが多いので、郊外のほうへ、どの程度それができるのか、どのようにお考えですか。

○中原消防担当課長

平日昼間の消防力の確保をどの程度できるのかという御質問でありますけれども、すいません、そこまでの調査を行っておりませんが、被雇用者の数で申し上げますと、令和3年で471人ということで91.6%を占めております。近年発生した火災においても、やはり平日昼間の火災において消防団員が集まりにくいという状況になっております。以上でございます。

○委員長

昼間機能していない団数が現状どれぐらいあるのかという現状と、あとこれが今回の条例の改正によって、どの程度解消されるのかというところで御質問があったかと思うんですが。

○赤星消防担当部長

河村委員さんの御質問で課長の補足をさせていただきます。

どの程度の効果があるかということは、総人口に対して昼間人口のほう若干少なくなる数字は手元にはありますけど、どのぐらいの効果があるかというのは、やってみないと現状、分からないところが正直なところでございます。

しかしながら、勤務先とお住まい、その辺りは結構多岐にわたって輻輳しておりますので、なかなか数字を求めてという、今現状ではお答えするものを持ち合わせてはおりません。これからしっかり牛島を基にこれから展開していくようなことになろうかと思

いますけど、しっかり、その都度見据えて対応していきたいと思っております。
以上でございます。

○河村委員

もう従前から3分団だったですかいね、三井のほうは昼間、特にお勤めの方ばかりで地元の方がいないというようなケースが再々出ておったと思うんです。意外に今回想定されるというのは、任命対象の拡大をして、その人がお勤めのところというのは、どういところを想定しよってんですか。どこにでもあるような、その商店が、例えば消防団に登録してということじゃないんじゃないんかね。ある程度大きな事業所を想定しちよるんじゃないんですか。

○中原消防担当課長

今現在、市内に消防団協力事業所として4事業所を認定しておりますけれども、そちらの消防団協力事業所の御理解と御協力をいただいて、市内に勤務される方を消防団員として任命していこうというところでございます。
以上でございます。

○河村委員

その4か所は、どういうところを想定されているのか。
もう一つ併せて聞きたいのは、昔は、製鉄や武田の中に自衛消防団がおりましたが、今最近はもう聞かなくなっているんで、その状況も一緒に併せて報告してください。

○中原消防担当課長

現在、消防団協力事業所として4つの事業所、富士高圧さん、山九さん、濱田重工さん、日鉄溶接工業さんを認定しておりますので、こちらの事業所に御協力いただくというふうに考えております。
以上でございます。

○河村委員

4か所は分かりましたが、要は、新日鉄や武田の、ええ。

○中原消防担当課長

武田と製鉄の自衛消防隊につきましても、同様をお願いをしていこうとは思っておりますけれども、まずは、今申し上げました消防団協力事業所に御協力をいただきたいというふうに考えております。

○河村委員

もしも緊急時には有休を取って出るのか、あるいは仕事として出るのか、そういうふうな協定を結んでということになるんですか。

○中原消防担当課長

この消防団協力事業所というのが、国が平成19年頃に始めた制度なんですけれども、要は、その事業所の御理解をいただいて、勤務中でも消防団活動に従事できるように配慮いただけるということでございます。

以上でございます。

○河村委員

そうだと思うんですが、だから、配慮というのが、それは有休でやろうとするのか、あるいは仕事時間中でも自由に出入りができると、こういう話をされるのか、その辺りのところは事業所ときちんと協定を結んで契約をするのか、そういったところの話を聞きたいんです。

○中原消防担当課長

協定の締結については、今のところ考えておりません。

なお、年休を取得して出るのかというお話ですけれども、年休ではなく、勤務時間中に出動できるということでお聞きしております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。そうは言うても仕事中にパッと出ていくということではできんわけで、その辺りのところはしっかり、協定書でなくても、そのような協定もどきのものは、しっかりつくっていかんにや出られんと思いますので、よろしく。要は、本当に困ったときに、そういった方がどこまで仕事をしていただけるのかと、こういうことなんで、その辺りに特化して、しっかり御健闘いただけたらと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第17号 光市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

説 明：中原消防担当課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第 18 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

説 明：加川総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑥議案第 19 号 山口県市町総合事務組合の財産処分について

説 明：加川総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑦議案第 2 号 令和 4 年度光市一般会計予算（総務部・消防担当部所管分）

説 明：加川総務課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○仲小路委員

まず、51 ページですけれども、防災指令拠点整備事業のところですけども、一番下の行の無人航空機初任者特別講習負担金とありますけども、これの実際に取得する資格の内容と、また講習の内容、あるいは受講者等について決まっていればその辺をお願いします。

○小熊防災危機管理課長

まず、取得をする資格でございますけれども、現在、ドローンの飛行等については、車の運転免許や防災行政無線等を扱うための無線技士といったような国家資格はござい

ませんので、講習を受講することでドローンを安全に飛行させるための基礎的な知識と技術を習得してまいりたいと考えております。

なお、国においては、昨今、ドローンによる事故等が増加傾向にありますことから、安全対策の観点で、本年 12 月頃に新たにライセンス制度の創設を予定しておりますけれども、詳細はまだ示されておられませんので、情報を注視し、必要に応じてライセンスの取得等の対応を検討してまいりたいと考えております。

それから、次に講習の内容ということでございます。

講習につきましては、座学それから実技シミュレーション、実技の3つのカリキュラムで構成されたものを予定しており、座学では、ドローンの構造や飛行させる際のルールなど、ドローンに関する基礎的な内容を学ぶもので、時間は6時間程度となります。

実技シミュレーションにつきましては、パソコン上でドローンの操縦を疑似的に体験するもので、実際の実技の前に2時間程度行うものでございます。

それから、実技につきましては、屋外で実際の実機を用いて、離着陸をはじめ、ホバリングや前後左右への飛行といった基本的な操縦とともに、実際の使用を想定した飛行技術を学ぶもので、これを10時間行いまして、全部で18時間程度となりますことから、3日間で受講することとなります。

なお、イベント会場や町中の上空の飛行など、国土交通省の許可を要する飛行においては、10時間以上の飛行実績が必要となりますが、講習の受講により、飛行証明書の交付を受けることができます。

それから、受講者についてでございますが、災害時のドローンの活用を想定し、総務部、建設部、経済部から計6名を予定しており、年次的に操縦可能な職員を増やしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。非常に詳しく、理解いたしました。

それから53ページですけれども、先ほども御説明をいただきましたけれども、人事給与システム改修委託料1,434万9,000円がありますけど、これは元年度に大きな決算がありまして、これは年度で時々出るんですが、内容につきましてはその都度変わるという内容でよろしいでしょうか。

○加川総務課長

人事給与システムにつきましては、職員の人事情報の管理、それから給与情報の計算処理、共済組合の負担金算定等を正確かつ円滑に実施するために導入しているシステムでございますけれども、国において各種制度改正等が行われた際には、当該改正に対応するため、その都度予算計上をして必要な改正を実施しております。

今、委員が御案内いただきました令和元年度につきましては、令和2年度から開始されました会計年度任用職員制度導入に係る当該職員の給与計算等のための大幅な改修がございました。

そのように、改正があるときに改修を行うということで、不定期であり、また規模も一定でないということでございます。

今年度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、10月からの協会けんぽ加入対象者のパートタイム会計年度任用職員等が共済組合に移行するということがございまして、共済組合への加入条件それから加入する職員の掛金、負担金の計算、各種様式の変更など、170以上の大規模なプログラム改修がございましてことから、改修委託の予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、69ページですけれども、防災事務費。上から10行目ぐらいですか、防災行政無線点検等委託料669万3,000円がありますが、これは年度によってかなり変動があるようなんですけれども、その要因というのはどういうものがありますでしょうか。

○小熊防災危機管理課長

防災行政無線点検等委託料の予算額の変動要因についてということでございます。

その要因としては、大きく2つございます。1つは、設備点検において、毎年度点検を実施するもの。それから3年に1回実施するものがあるということでございます。

毎年度実施する設備は、親局や中継局、簡易中継局、それに監視カメラ、アンサーバック機能を持つ屋外拡声子局といった電波の送受信を行う設備類。3年に1回実施する設備は、アンサーバック機能を持たない子局であります。

ちなみに、アンサーバック機能というのは、防災行政無線の子局のうち、親局へ自局の動作確認に係る信号等を送信する機能のことでございます。

もう1つが、バッテリー交換数の違いによるものでございます。防災行政無線の親局や中継局、それから屋外拡声子局にはそれぞれバッテリーを積んでおりまして、4年サイクルで交換を行っておりますが、このうち、子局については平成25年度に21局、26年度に56局というように2か年で整備をしております。設置時期及び設置数が異なりますことから、年度によって交換する数量が違ってまいります。

このほか、5年に1度、電波法に基づき無線局の免許更新に係る費用が必要となることも要因として挙げられるかというふうに考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、81ページですけれども、参議院選挙の費用になりますけれども、真ん中からちょっと下のあたり、開票所使用料という30万円がありますけれども、これはほとんど使われることがなくて、令和元年度の参議院選挙で1回使われておりますけれども、この予算というのは毎回必要な状況でしょうか。

○松村選挙管理委員会事務局長

現在、全ての選挙について、総合体育館で開票を行っております。この開票の準備から開票終了までの冷暖房に係る費用について、開票所使用料として予算を計上しております。

春や秋の選挙については、結果的に冷暖房を使用しないこともあります。冷暖房の必要が生じる可能性があることから予算を計上しております。

令和元年度の参議院議員選挙は7月に行われたことから、冷房を使用したため、費用が発生しております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。使う場合もあるという想定で取られていることが分かりました。

それから、同じく81ページの選挙の個人演説会会場借上料、これも50万円が取ってありますけども、これも現状、ほとんど使われていないというのがありますけども、これの予算の計上は必ずしも必要かどうかという内容です。

○松村選挙管理委員会事務局長

個人演説会会場借上料についてでございますが、選挙運動期間中に候補者が行う公営施設での個人演説会につきましては、候補者1人につき、同一施設ごとに1回に限り、候補者は無料で会場を使用することができ、その費用につきましては公費で負担することとなっております。このため、この会場借り上げに要する費用を予算に計上しております。

以上でございます。

○仲小路委員

ということは、一応予算はありますけども使われていないという現状があるというだけで、予算は取っているということで了解しました。

以上で終わります。

○西村委員

1点ほど、後学のために確認をさせていただきたいんですけども、51ページの防災指令拠点整備事業のうち、河川等監視カメラ設置支援業務委託料についてなんですけれども、この河川等監視カメラの映像というのは、一般の市民が見ることができるようなものが想定されているのかどうか。また、山口県が設置している島田川水位観測カメラや、光市が設置したライブアイカメラとの機能や役割、そして性能についてどういったように異なるように今、想定がなされているのか。そのあたりを教えていただければと思います。

○小熊防災危機管理課長

まず、河川等監視カメラにつきましては、令和4年度は令和5年度の設置に向けた事前の検討を行うという段階になります。

お尋ねのカメラ映像の公開につきましては、公開をすることで市民の皆さんが危険な場所に近づかずに情報収集ができることや、避難行動のトリガーになりやすいといったメリットがあること。また、こうした監視カメラを市で設置している自治体ではホームページ等で公開している例があるということも承知をしておりますので、河川等監視カメラ設置支援業務において総合防災情報システムとの連携を検討する中で整理をしてみたいと考えております。

それから、県が島田川に設置したカメラ、それから光市のアイライブカメラとの機能の違いというお尋ねでございます。県が設置しているカメラは、河川の状況を把握するため、昨年、島田水位観測局に設置され、映像が公開されておりますが、夜間の映像が非常に見えづらいものというふうになっております。

また、市のアイライブカメラについては、これは災害監視用ではなく、観光振興に役立てるため、情報推進課において虹ヶ浜海岸や島田川、それから伊藤公記念公園など市内6か所に設置し、ホームページ上で公開をしているものでございます。

一方で、このたび設置しようとする河川等監視カメラにつきましては、冒頭申し上げましたように、令和4年度は設置に向けた事前の検討を行うということになりますので、設置する監視カメラの機能についてもその中で検討するということになります。

したがって、現時点でカメラの機能の比較というのをお示しすることは困難でございます。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。県が設置している水位観測カメラ、夜が見えにくいとか、そういった問題があるということで、そういったカメラの機能とか質であったりとか、設置場所も含めて、これからのいいようになるように検討をいただければと思います。

以上です。

○森戸委員

今の関連で、河川等監視カメラということなんですけど、場所とか仕様は検討を行うというふうにあるんですが、具体的にはどんなものを思い描いているのかということと、河川等というふうになっているんですが、「等」には河川以外のものが何か含まれるんですか。

○小熊防災危機管理課長

河川等監視カメラにつきましては、先ほどもお答えさせていただいたように、令和4年度は設置に向けた事前の検討を行うということになりますので、大まかなイメージということでお答えをさせていただければと思います。

このたびの監視カメラの設置については、現状、本市の災害用監視カメラが防災行政無線システムにおいて設置をしております4か所、それから県が島田川に設置している1か所と、これを加えた5か所のみということで、警報発表時や災害発生時には、職員による現地パトロールを基本とした情報収集を行っていることに対して監視体制の強化を図ろうとするものであります。

このため、監視用のカメラや水位計、カメラについては夜間でも視認できる暗視機能を備えたものということになるかと思いますが、河川や沿岸部など、洪水や高潮などの発生を監視するための効果的な場所に新たに設置をすること。そして、その映像を総合防災情報システムと連携させて、災害対策本部等での情報共有を行うことや、水位上昇等のより正確な分析を行うことなどができるような監視カメラシステムというのを考えております。

こうしたイメージを踏まえまして、河川等監視カメラ設置支援業務において、専門的な知見等を有する業者の支援を受けながら、必要な事項を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。河川だけでなく、高潮とかそういう部分も見れるようにということがよく分かりました。

県の河川自体は、島田川には県が設置をしているんですが、市でもそういったところにも置かれるような、そういった考えはあるんですか。今から検討されると思うんですが。

○小熊防災危機管理課長

監視カメラの設置は、先ほど申し上げましたように、本市の災害時における監視体制強化、これが目的でありますことから、県の管理であるとか市の管理、そういった区分けなしに、まずは効果的な監視場所はどこかという視点で候補地を洗い出した上で設置場所を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

それと、今年の8月の台風時なんですが、島田川の県の河川監視カメラは、見る人が殺到して一時点で見れないというようなことがあったんですが、そういった部分に関しても、ぜひ配慮をお願いしたいと思うんですが、県の部分だけではなくて、今から導入されようとする部分についても、その辺はいかがですか。

○小熊防災危機管理課長

そういった点に関しましても、専門的な業者の知見を、支援を受けながらここは検討してまいりたいと考えております。

○森戸委員

その集まった情報が、例えば今、ちょうど三島のコミュニティセンター、地域防災拠点のようなところでも連動した形で見れていくようになるのでしょうか。その辺をお願いします。

○小田総務部長

今、コミセンも地域の防災拠点として整備を進めておりますが、今回の河川等監視カメラについては、当然1基当たりが相当金額が張るということも聞いておりますし、あつたほうがいい部分とできる部分という差もございます。

また、市民への情報公開につきましても、今のようなアクセスの集中によって、市自体のシステムが……県のシステムがダウンすることも今までございました。市でも見れないというのもありましたので、その辺の状況によって、やはり災害対応を優先するという状況になろうと思っておりますので、その辺の一定のアクセス制限は当然出てくるのかなと、そういうことも含めて、各コミュニティセンター等においても、どの程度の情報が提供できるかについても今後、検討してまいることになろうと思っております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。本末転倒になってはいけませんので、それと、予算概要の11ページで、防災指令拠点整備事業のことが書かれている部分なんですけれども、先ほどもちょっと市民部のほうでは聞いたんですが、要は拠点とコミセンでもいいんですが、地域防災拠点との連動というんですか、その辺は防災担当としてはどういうふうに整備事業の中で考えていかれるのか。その辺のところは分かればお願いいたします。

○小熊防災危機管理課長

三島コミュニティセンターなど各地域のコミュニティセンターにつきましては、地域の防災拠点として、災害時には避難所としての使用だけでなく、災害の状況次第では現地対策本部を設置するという事も想定されますことから、災害対策本部との情報共有、この辺がひとつキーポイントになってこようかというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

システムの連携だけではなくて、そういった連携も含めてお願いしたいと思っております。

それと、予算書の51ページの研修旅費について少しお尋ねをしたいんですが、先ほど説明をいただいて、どういうところで研修されるというのは分かりました。ちなみに、学校現場等では、教師といいますか先生は民間企業等で一定期間、研修を受けたりされるというケースがよくあるんですけど、一時期だけではなくて、半年とかそんな感じで研修をされることを聞いておりますけれども、市としてはそういうような民間企業での

研修とかOJTというんですか、そういうようなことの考えというのはあるんですか。

○久山総務課人材育成・女性活躍推進担当課長

現在、市では県への派遣研修は行っております。

新年度におきましては、先ほどの説明もいたしましたけれども、国立女性教育会館への派遣というのは考えておりますが、民間企業へ派遣するというのは現時点ではまだ想定はしておりません。

しかし、民間企業などへの派遣による研修の機会というのを設けることは、民間の持つノウハウですとか意識、こういったものを取り入れて組織の活性化にもつながりますし、ネットワークの構築ですとか、改めて行政の役割を認識する機会ということにもなります。そういうところから、官民の垣根を超えた研修として検討してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○森戸委員

お願いいたします。特に、指定管理を抱えている部門というのがいろいろあろうかと思えます。例えば、里の厨とか、それぞれの所管がありますけれども、そういうところで研修をして農政に生かすとか、いろんな政策に生かすとか、いろんな場所できると思いますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

以上で終わります。

○河村委員

35 ページ、総務費雑入の中で、その他の項 1,524 万 3,000 円あるんですが、何件、それから主なものが何か、分かるものがあれば教えてください。

○加川総務課長

その他 1,524 万 3,000 円ですけれども、このうち総務課の所管分としては 621 万 1,000 円ございます。

主なものということでございますと、歳出のほうで御説明申しました人事給与システム改修、これに伴う消防組合負担分 330 万 1,000 円。これにつきましては、このシステムを消防本部も使用しておりますことから、職員数に応じた消防負担分を受け入れようとするものでございます。

そのほか、大きなもので申しますと、団体扱いとして職員の給料から天引きをしております保険料、これの事務取扱料が 120 万円。また、事業主であります市が行う職員の健康診断や肺がん検査等、これに対する山口県市町村職員共済組合からの疾病対策事業としての助成金 100 万円などがございます。

以上でございます。

○河村委員

ここ、総務費雑入の中には、広報手数料なんかちゅうのは 2,000 円でも載っている。何か、これに載せる基準があるわけ。

○加川総務課長

基準というものは特には聞いておりません。金額も確かに大きなもので、その他でまとめているものもございますし、先ほど委員申されたように、広報で 2,000 円で頭出しか分かりませんが出しているものもございます。

そのあたりにつきましては、どのようなものを説明欄に出すかどうか等につきましては、次年度以降、財政当局とも協議をしながら検討して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

参考資料とかいろいろあるんで、そういったところでの載せ方もあろうかと思しますので、よろしくお願いいたします。

それから、47 ページ下段のところ、先ほど説明がちょっとありました土地借り上げ料があります。職員の駐車場というふうに言われたと思うんですが、何か聞くところによると、職員自身が周辺で借りて駐車をしているというふうにも聞いたことがあるんです。

もう、随分昔に議論があったんですけど、通勤費は出ている、駐車場は無料で止めているというんじゃないんで、どうなんですか。県内他市のことも当然、調べておられると思うんですが、そろそろ駐車料金を取る時期になってきたんじゃないんですか。わざわざ、周辺地域を借り上げておるんなら、それについての負担を求めるというのも何か適正なような気がするんですが、どうなんですか。

○加川総務課長

駐車料金の件でございますけども、本市は土地の特性等もございまして、南北、東西に非常に長い状況でございますし、あとは本庁舎への交通アクセス、現状を申しますと、なかなかいい時間がないとかというような課題もあります。

こういった中で、現状、職員も 90%以上が車での通勤をしておりますことから、またあと、災害時等は職員も急遽駆けつけて対応しなければいけない。その駐車スペース等も要するというので、一定数は駐車場が必要であるというふうに考えております。

他市等も、駐車場を市として準備していないところも確かにございますけども、まだまだ駐車場を準備しているところもございますし、本市としてはそういうような状況でございますので、それについては現状、引き続き、駐車場を一定数は確保していくということで考えております。

以上でございます。

○河村委員

たしか、災害対応か何かで行くと、何分以内に住まなきゃいけないとか、そんなのもあった気がする。なかったですかね。

要は、駐車場について、月であるとか、そういったみんなが同じようにいつもというんじゃないで、輪番制であるとか、何かそういうことでもいいんじゃないかと思うんですが、そういうふうに、そろそろ時代が来たとは思いません。

○小田総務部長

この駐車場の問題につきましては、委員からもこれまでもいろいろお尋ねをいただいておりますが、基本的に本市の状況、県内でも駐車料金を取っているところもありますが、例えば周南市さん、こちらのほうは、駐車場を自分で借りる。抽選である程度のもに対して確保しているものを渡すとかいう、いろんなやり方をしておりますが、本市のような地方都市におきましては、やはり一部民間からの借り上げもありますが、どうしても離れた場所から通勤するに際しては、車で通勤せざるを得ないという特殊性もあります。

そうしたことから、駐車の基本的な距離数等については現在検討を進めておりますが、現段階で有料化、これについてはまだその時期にはないというふうに考えております。

以上でございます。

それと、防災関係での通勤距離とかの縛りについては、地方公務員に関してはございません。消防についてはあると聞いておりますが、以上でございます。

○河村委員

分かりました。49 ページ中ほど、先ほど自動車のリース料について説明があったんですが、4 か月分だという話でしたが、何年契約で、多目的車というのがどの程度の多目的車なのか、ちょっと教えてください。

○加川総務課長

まず、多目的車でございますが、これは市長の移動用車両として使用をしているものでございます。

また、リースの期間でございますが、現状5年間、これは長期継続契約を締結できる年数の最長の年数でございますが、この5年間で考えております。

以上でございます。

○河村委員

それから、51 ページ、防災指令拠点整備をされるわけですが、よく無線が聞こえない、あるいは聞こえない区域も当然あるんですが、下松や周南がFMラジオ等を配布している状況があるんですが、そういったものは調査をされたことがあります。

○小熊防災危機管理課長

委員からも、これまでコミュニティFMを活用した防災ラジオなどについて御提案を

いただいたところであります。市としても、情報伝達手段の多重化策を検討する中で、そういったことも近隣他市の情報を収集しながら検討はしたところでございます。

以上でございます。

○河村委員

検討をして、結果は。

○小熊防災危機管理課長

結果としては、これまでも申し上げてまいりましたように、導入には至っておりません。

以上でございます。

○河村委員

聞いてみるところによると、自動的にスイッチが入ったりするんで、災害時には役に立つというふうには言われておりますが、恐らく市民アンケートをやっても、結構聞かないという声のほうが大きいんです。そのあたりの自覚をもうちょっと持たれたほうがいいと思います。そのあたりについては、今後ともよく検討してください。

それから、防災倉庫でまた、ちょっと増えるんだと思うんですが、あいぱ一くのところ、今度、ハザードマップを示したときに載るのかどうか分かりませんが、状況的には、その地域では小学校の体育館のそばの防災倉庫が望ましいという意見が多いんですが、この間、周南でも小学校に防災倉庫を設置したというニュースが載っておったんですが、そのあたりの考え方というのはいかがですか。

○小熊防災危機管理課長

防災倉庫の設置といいますか、在り方ということなんですけれども、まず防災指令拠点施設が現行の約 40m²から 140m²へ、大幅に面積を拡大した基幹型防災倉庫、これを整備することとしておりますので、これに併せまして、より機動性の高い防災対応が可能となるように、各地域の防災倉庫の在り方を再整理いたしますとともに、各倉庫に配備する備蓄品の種類や数量、これについても併せて整理をしたいと考えております。

今、委員から光井小学校へというような具体的な話もありましたけれども、この辺も併せて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

災害のときに一番大事なことは、何かがあったらどこへ行くということがきちっと決まっていること。「何かのときにはどこじゃったかいの」と、あっちに行ったりこっちに行ったりということそのものがもう、考えられない状況が起きてきますから、単純明快に、災害が起きたら小学校に行くんだというようなほうが、恐らく住民には分かりやすいと思いますので、そういった対応をお願いしたいと思います。

それから、その下段の職員研修のところ、先ほどからいろんな職員研修についてのお話もあったところですが、講師の謝金が5万円しか取っていないんですが、どんなというか、自前で安上がりな研修をやろうと、こういう話なんですか。

○久山総務課人材育成・女性活躍推進担当課長

講師謝金につきましては、独自研修の実施に当たりまして講師を招聘した際にお支払いをするものです。

このたび計上させていただいております5万円は、昇格課長、昇格係長及び新規採用職員が配属された所属長を対象に実施をいたしますメンタルヘルス研修、及び全職員を対象としました女性活躍推進セミナーの実施に係る講師謝金でございます。メンタルヘルス研修が2万円、女性活躍推進セミナーが3万円となっております。

そのほかの独自研修につきましては、専門業者に委託したり、内部講師で実施をしたりしておりますことから、講師謝金には計上いたしておりません。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。53 ページ上段、広告料 188 万 1,000 円、ちょっと説明を聞き逃したんですが、もう一度お願いいたします。

○加川総務課長

広告料 188 万 1,000 円でございますけれども、職員採用試験における受験者数の増加、それから優秀な人材の確保を図るために、就職情報企業に求職情報を掲載する。また、就職情報企業に登録しております求職者の中から、公務員志望者等にターゲットを絞ってダイレクトメールを配信する。こういったことに係る費用でございます。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。それから、先ほど会計年度任用職員のところ、三十何人と言われたと思うんですが、職種というんですか、会計年度任用職員の中でもいろんな職場に行かれていると思うんですが、その内訳をちょっと教えてもらっていいですか。

○加川総務課長

申し訳ございません。職種別の人数については、現在手元には持っておりません。

○河村委員

人数じゃなくても、職場で結構です。どういう職場があるのか。

○加川総務課長

部局別で申しますと、政策企画部が1人、総務部が4人、市民部が54人、それから

環境部が5人、福祉保健部が83人、経済部が20人、建設部が12人、教育委員会が129人、議会事務局が2人、農業委員会が1人、選挙管理委員会が32人でございます。

○河村委員

建設に属するんですか、何か草刈班というのが2つか3つか、班が分かれてあるんです。

○加川総務課長

今、言われた草刈班、これは建設部の中での話でございますので、我々もちょっと班の構成までは存じ上げておりません。申し訳ございません。

○河村委員

草刈り班の採用に当たっては、何か注文というか、採用試験というか、何かそういったものがあるんですか。

○加川総務課長

任用に当たりましては、募集をかけて、それから選考を行って、その選考結果によって任用すると、これは、一般的に全ての職場でやっておりますので、その草刈班も同様でございます。

○河村委員

総務としてそれは、勤務実態のようなものは御存じなんです。

○加川総務課長

勤務の状況と申しますか、会計年度任用職員の勤務成績等につきましては、それぞれの担当課で人事評価等を行っておりますので、採用も含めてです。建設部のほうでそのあたりの評価というのはやっておるというふうに認識しております。

○河村委員

たしか雇用期間は1年なんで、1年更新をするときにはそういったものは参考にされているということでしょうか。

○加川総務課長

再度の申込みをされた方につきましては、その1年間の勤務成績、これに基づきますし、新たに申込みをされた方は、面接等により能力の判定をいたします。

それぞれの結果によって上位の方を任用するというスタイルになっております。

○河村委員

数を聞いてみて、びっくりするぐらいたくさんいらっしゃるんで、そのあたりについて

での人事管理については適切に行われるようによろしく願いいたします。

それから、最後、193 ページ、消防でございますが、さっき収入のほうで 29 ページにありました石油貯蔵施設立地対策ということで 368 万 7,000 円だったんですが、車両購入費あるいは何か修繕費を合わせてもちょっとこれに足りないんですが、この差額はどこへ行ったんでしょう。

○中原消防担当課長

石油貯蔵施設立地対策交付金、補助金の件ですけれども、先ほども御説明いたしましたように、小型動力ポンプと資機材搬送車、これに充てることとしております。

以上でございます。

○河村委員

合計で同じ金額になった。

○中原消防担当課長

このたびの補助金を活用する上で、2つの事業、今申し上げました小型動力ポンプと資機材搬送車を充てておりますけれども、充てる割合としましては、小型動力ポンプに 6 割、資機材搬送車へ 4 割を充てて有効に活用しようとするものでございます。

以上でございます。

○河村委員

29 ページの最下段に消防費補助金ということで 368 万 7,000 円上がっています。それで、小型ポンプと今、資機車を買おうと、こういう話なんだけど、小型ポンプとその資機車で 256 万円。だから、差額はまだほかに何かあるんだろうと思うんだけど、それはどこへ行ったんですかと聞いた。

○中原消防担当課長

30、31 ページに、小型動力ポンプへ 233 万 2,000 円、それから資機材搬送車へ 135 万 5,000 円を充てるものでございます。

以上でございます。

○赤星消防担当部長

今、課長が申し上げた答えの中に、消防費の補助金、石油貯蔵施設立地対策等補助金が歳入としては 368 万 7,000 円と出ておりますが、歳出のほうといたしましては、備品のところがございます小型動力ポンプに 233 万 2,000 円、それと軽車両のほうに 135 万 5,000 円、全額がこの 2つの事業に充てられるものでございます。

以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○赤星消防担当部長

すみません。言葉が足りませんで失礼いたしました。歳出の 193 ページを見ていただきますと、下から 8 段ぐらいのところに 311 万 3,000 円のところに可搬ポンプが入っておりまして、195 ページ、一番上段の消防団車両購入費、ここの 200 万円に充てようとしているものでございます。

以上でございます。

○河村委員

消防用備品購入費の 311 万 3,000 円と……、わたしには理解できんのじゃが。

○委員長

中原課長、29 ページの歳入のほうの 3・6・8・7 の割り振りが歳出のほうの、先ほど言われた 2 項目のどういうふうに分かれているかを御説明いただけたらと思います。

○中原消防担当課長

193 ページの、今、部長が申しあげました消防用備品購入費 311 万 3,000 円のうち、その中には小型動力ポンプを含む、そのほかの備品も含まれておりますが、この 311 万 3,000 円のうち 233 万 2,000 円と、次のページ、195 ページの消防団車両購入費 200 万円のうち、135 万 5,000 円、こちらを、補助金を充てようとするものでございます。

以上でございます。

○河村委員

全額じゃなくて、200 万円のうち、その 135 万円が補助金だと。最初から、何ぼの補助と言うたら、それで分かりやすいのに、はい、分かりました。

それから、最後 79 ページの選挙管理委員会、この間ちょっと質問があったところで、投票所で移動投票所をやるとういふのを、すぐ今年度にやるとういふのは難しいんですが、そうじゃなくて、投票所の区域、市役所なら市役所の投票に来る人の区域とういふのが決まっていると思うんですが、その区域設定の変更とういふのは時間がかかるものなんですか。とういふのは、この間、本会議で出た例えば西ノ庄とういふ一つの地域を限定にしたときに、あまりにも幅が広いから真ん中辺で区切って、区域変更をするとういふことが可能なかどうか。

○松村選挙管理委員会事務局長

投票所の区域の変更とういふことでございますが、先日の一般質問の際、委員長のほうからお答えしましたように、各投票区の投票所の施設については各投票区の中で適切な公共施設があれば公共施設を優先して投票所とし、適切な公共施設がなければ自治会館等の民間の施設を投票所としております。その区域をまず設定をしておりまして、その

中でそういった投票所の施設を決定しております。

この区域の変更ということですが、選挙管理委員会としてはあまり頻繁にこの区域の変更というものを行うものではないとは考えておりますが、こういった投票区の中で投票所が区域の中心にあれば、割と皆さんが同じような距離でそれほど遠い、極端に選挙人の方が生じない状況になるかと思うんですけれども、区域の端っこにあれば、どうしても遠い方も出てくるといった状況で、投票所については、この二、三年の間にも何か所か変更がありますので、そういった投票所が変更するたびにこういった投票区域を変更するということは、現時点では考えておりません。今後、全体的な投票区の区域を考えるような場合には、そのあたりも考慮しながら検討したいと思います。

以上でございます。

○河村委員

今、新しい住居表示ができたんですけど、私のところは光市大字光井 1700 何番地なんですよ。もともとのこの地番が浴の地番なんで、私最初投票所が来たときに、高畑の投票所であった。あれ、なんでこんなことがあると言ったら、それは浴の地番だという。私の家の隣はもう 3000 番で私の家だけが古い地番なんです。だからそういったケースというのは結構どこにでもあることなんで、引っ越してきちゃったらそういった古い地番で違う投票所に行ったりするケースもあるから、今言われたように投票所の変更というのは結構しっかりあると思うので、できれば地図と投票所の区域については、しっかり見て検討していただけるように。やはり、投票率を上げるということは、一つの大事な要素ですので、そういう対応していただいたらと思います。

それから、入札で、このあいだいろいろ質問した後に、プロポーザルとか随意契約については窓口のところに実はその保管があるんです。それは、外に自由に持ち出せるのいね。あそこの場所が適切なのかどうかと思うんですが、どんなですか。

○委員長

河村委員、何か紐付けしていただけると助かるんですが。お願いいたします。

○河村委員

入札の事務のところですか。ページは何ページになるんかいね。入札の事務のところはちょっとしかなかったと思うんですが。51 ページの上段、49 ページの下段から入札事務ということになっております。

○渡辺入札監理課長

今、河村委員のほうからプロポーザルや随意契約の結果について、外部に持ち出せるというお尋ねがございましたが、恐らく 1 階に設置しています情報提供コーナーに置いてある随意契約の関係の簿冊のことをおっしゃっておられるのかと思います。

これについては、外に持ち出すのを前提にそこに置いておるわけではもちろんございませんでして、情報提供コーナーのテーブル等で閲覧をしていただくということを前提

に設置をしておるものでございます。

以上でございます。

○河村委員

それは分かるんですが、随意であるとか、あるいはプロポーザルであるとかという、通常は奥にある入札監理室で普通の入札状況が見られるようになっているんですが、そういうものは別に持ち出されても問題ない書類ですが、今の随意契約やらプロポーザルの書類があそこでポツとなくなったりすると困るんじゃないですか。私には困るように見えたんで、そのあたりのところはちょっと一度御検討をされて、出入りに戸がつくようなところがいいとか、そういうことはあろうかと思えます。

○渡辺入札監理課長

今、河村委員が申されたとおり、持ち出されたら確かに困りますので、今後、どのような管理の仕方をするのか、もう一度内部で考えてみたいというふうに思います。

以上でございます。

○小林委員

それでは、私のほうから。まず、1点目としまして光市当初予算（案）の概要の33ページ給与関係事務補助システム導入事業について御質問をします。

先ほどの説明の中で、本事業というのが令和4年度は46万2,000円というのが1か月分のリース料というふうにお聞きをしましたが、まず、この令和4年でこの事業は完結するのか、それとも今後も続いていく事業なのか、そこについてまずお示してください。

○加川総務課長

この給与関係事務補助システムにつきましては、新年度導入に向けて業者選定等を進めてまいりますけれども、冒頭申しましたように令和4年度については1か月分、3月からの運用を予定しておりまして、その契約につきましては、こちらも長期継続契約、最長の5年を想定しております。

以上でございます。

○小林委員

理解しました。その上で予算書の概要の中で時間外勤務をはじめ、各種手当の届出や休暇申請等をシステム化し、事務の効率化を図るというふうにあります。具体的な事例を含めてどのような効果を見込んでいるかという根拠についてお示してください。

○加川総務課長

事務効率化の効果が大きいと考えております。時間外勤務を中心に御説明いたします。現状、時間外勤務を行う際には、まず、開始前に紙ベースで時間外勤務命令書に時間

外勤務の内容と予定期間、これを記載して所属長の事前決裁を受け、時間外を実施します。実施後には、勤務実績時間を記載し、所属係長、それから課長の確認を得ます。この作業を月末まで繰り返します。翌月、集計表を作成し、総務課に提出。総務課では、その提出された集計表に基づいて集計された時間であるとか、職員の時間外の単価に間違いがないかとか、そのあたりの確認を担当職員、それから係長、それから私の3人で行いますけれども、全所管課の確認には延べ3日程度を要しているのが現状でございます。

これをシステム化することにより、当然各課では、時間外勤務に係る手続き、集計作業の効率化が見込まれますし、総務課では今度は各課が入力したデータの集計のみで済むということになりますので、1か月当たり3日程度の事務削減効果があるというふうには見込んでおります。

さらに、各種手続き、通勤届けであるとか、住居届けであるとか、扶養親族の届け、こういったものも紙ベースからシステム化をいたしますので、先ほどの時間外勤務と併せまして、全体で少なく見積もっても0.2人役以上の削減効果はあるというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○小林委員

理解しました。やはりこういうふうには今はシステムをオンライン化していくことによって、非常に効率化できるということもございますので、ぜひこの点について積極的に対応のほうをよろしくお願いいたします。

あと、今回の事業の中では時間外申請あるいは各種手当の届け、給与申請等システム化というふうにあります。例えば今後労働時を例えば客観的に把握する。職員の出退勤を自動的にシステムに反映させる機能、こういうところも必要というふうに考えていますが、見解のほうをお示しをください。

○加川総務課長

出退勤、それから勤務管理システム、こちらについては、労務の見える化、それから働き方改革の一助となるということが見込まれますことから、このたびの関係事務補助システム導入にあたりましては、こういったことも検討課題、そういうことで理解しております。

以上でございます。

○小林委員

ありがとうございます。よく理解ができました。非常にオンラインすることによって効率化もできますし、逆に言えばしっかりと間違いも防げるという観点からもぜひよろしくお願いいたします。

続いて、こちらにも光市の当初予算（案）の33ページの人材育成女性活躍推進事業について御質問します。

理想像の実現に向けて研修会に実施ということではありますが、こちらは先ほども少し触れていただきましたが、具体的なその研修内容についてお示しください。

○久山総務課人材育成・女性活躍推進担当課長

人材育成・女性活躍推進事業につきましては、人材育成・女性活躍推進計画に基づく新たな取組でございまして、委員お尋ねの理想の職員像の実現に向けた研修会につきましては、3つの研修を考えております。

1つ目は、課長級職員を対象としましたマネジメント能力向上研修でございます。

職員が成長し、組織が成長していくためには、職場を統括する管理職が果たす役割は重要でありまして、職員の持つ能力を最大限に引き出し、全ての職員が生き生きと働き活躍するためのマネジメント能力を習得しようとするものでございます。

2つ目は、若手職員から中堅職員を対象としましたキャリアデザイン研修でございます。

これは職員が自身の将来像を明確にし、現実とのギャップを認識することで、理想の実現に向けた主体的な行動につなげようとするもので、男性職員はもとより、女性活躍の観点から女性職員の意識の变革を支援することができればと考えております。

3つ目は、窓口職場の職員を対象としたおもてなし講座でございます。

これはJALのグランドスタッフによる研修で、空港業務におけるおもてなしを学ぶとともに、現場の生の声を聞くことで基本的な接遇に加え、おもてなしの要素をプラスしたより質の高い窓口対応を実現しようとするものでございます。こうした研修の実施により、理想の職員像に近づくことができるよう職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

説明ありがとうございます。まず1点目として、管理職を対象としたマネジメントの研修をすることで、管理職も業務に対する意識を深めていくというところと、若手職員を対象としたキャリアデザイン、そしておもてなしのそういう研修が行われるということで理解ができました。例えば、それぞれの研修の募集枠こういうものがあるのか教えてください。

○久山総務課人材育成・女性活躍推進担当課長

募集枠のお尋ねですけれども、マネジメント能力向上研修につきましては、管理職の中から20人程度を総務課のほうで抽出して指名することを考えております。

また、キャリアデザイン研修につきましては、若手職員を対象に公募を行うとともに、総務課において指名をしまして、30人程度で実施をしたいと考えております。

おもてなし講座につきましては、窓口職場の各所属長から推薦を受けまして、30人程度で実施をしたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

理解しました。先ほどキャリアマネジメントに対して少しお伝えをすると、全国的に例えば自身のキャリアが描けないということを理由に、退職をされている方も非常に多くいることも踏まえて、こういう研修も大事ですけど、管理職の方と職員の間でもキャリア面談こういうところもぜひ実施のほうを、既にやられているとは思いますが、さらなる充実のほうをよろしくお願ひいたします。

それともう一点、令和4年度光市予算書の69ページの自主防災組織支援補助金について御質問します。

ここ数年、新型コロナウイルスの感染拡大によって自主防災組織が活動しづらい状況が見受けられます。令和4年はどのような方法で各組織を支援をしていくのかをお示しをください。

○小熊防災危機管理課長

自主防災組織支援補助金についてのお尋ねであります。

この補助金は、共助の要となります自主防災組織の活性化を図り、地域防災力の向上を目指すため自主防災組織の活動に対する支援制度として、一団体につき年間10万円を限度に補助するものでございます。

ここ2年の状況を申し上げますと、新型コロナウイルス感染症の影響から人を集めての訓練、研修等が困難な状況で、本補助金の活用実績もコロナ前と比較いたしまして半数程度となっておりますけれども、活動を継続的に行っていた団体からは、どうにか訓練や研修をやりたいんだけど何かいい方法はないかといったような相談をよくいただいております。

そうした相談に対しましては、その団体の状況に応じて、例えば集まらずにできる連絡網の確認訓練、また自主防災での備蓄の推進など、こういったコロナ禍でもできる活動について一緒に考えて、助言を行ってきたところでございます。

令和4年度の支援策というお尋ねでございますけれども、本市では自主防災組織の活動支援といたしまして本補助金のほか、自主防災組織アドバイザー等派遣事業や防災士育成補助といった事業を展開しており、令和4年度においても引き続きこうした事業を実施することとしておりますことから、年度当初に全自主防災組織への制度案内を行い周知を図ってまいります。

また、自主防災組織の活動は、継続性が大きな鍵ということになりますので、これまで同様、相談に丁寧に応じていくとともに、各組織への働きかけを行うことでコロナ禍においても少しでも活動につながってもらえるよう、コミュニケーションによる信頼関係構築に努めつつ取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小林委員

令和4年度のどのような方法で支援をしていくかというところと、これまでのコ

コロナ禍の中でなかなか活動しづらい状況というところをよく理解ができました。やはり令和4年のところの支援のところにつきましても、先ほどの説明の中でコロナ禍でもできる活動というところをしっかりと捉えられてやられているということで、非常に安心をしました。

やはり、先ほどの答弁でもありましたように、各地域の自主防災組織というところが、やっぱり地域の防災の要だと私は思っています。これらの組織をより活性化していくことで、市民の防災意識の向上にもつながっていくというふうに考えていることから、各組織に対するきめ細やかなフォローというところを引き続きよろしくお願いをしたいというふうに思います。

私からは以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

(2) 報告事項

②光市国土強靱化地域計画（案）

説 明：小熊防災危機管理課長 ～別紙

質 疑：なし

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・